

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 29 日)
(第 21 号)

第 21 号
9 月 29 日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 21 号

○平成29年9月29日（金曜日）

議事日程（第21号）

平成29年9月29日（金）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

- 議長（舟橋裕幸） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。9番 下野幸助議員。
〔9番 下野幸助議員登壇・拍手〕

- 9番（下野幸助） おはようございます。鈴鹿市選出、新政みえの下野幸助です。今回で通算8回目の一般質問となります。よろしくお願いいたします。
さて、質問に入る前に、知事も御存じだと思いますが、私は定期的にフェイスブックをやらせていただいております。日記感覚で定期的にやっておりますが、今のフェイスブック、機能が素晴らしいもので、ちょうど1年前はこんなことがありましたとか、ちょうど3年前はということで、自動的に写真が回想されるような仕組みになっています。議員の皆様も御存じかと思えます。

昨日の話ですが、三重テラスの写真が出てきまして、4年前の昨日、2013年9月28日は三重の魅力情報を発信する首都圏営業拠点、三重テラスがオープンし、ちょうど4周年ということになりました。私もオープニングセレモニーに出席させていただきましたが、何よりも知事のコスチューム、伊勢商人のいでたちで、股旅を羽織った姿がとても印象的で、多くの皆さんが、知事、すごいなと言うのを今でも覚えているところでございます。

それ以来、知事の御活躍で、伊勢神宮の御遷宮であつたり、熊野古道世界遺産登録10周年、伊勢志摩サミット、お伊勢さん菓子博など、全国的、世界的な発信を続けております。

三重テラスについては、8月で来館者数250万人を突破ということで、知事のリーダーシップに敬意を表するところでありまして、これからもしっかりと情報発信に努めていただきたいというふうに思います。

ところで、4年前、私はまだ独身の身でございましたけども、この4年間で無事結婚もし、知事と同じ長男、長女の2人の子どもを持つ父親ともなりました。

それも関連して、今回の質問は、三重の未来を担う子どもたちの観点、子育てをしている皆様の思いを乗せて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと前置きが長くなりましたが、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして、4項目について県民目線で基本的な視点から入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、三重県の人口減少対策、とりわけ社会減対策について、お尋ねをいたします。

人口減少は、先日の安倍総理の解散会見でも最大の課題であるというコメントがなされ、我が三重県においても、鈴木知事も最大の課題と認識されていると思います。

まずは、詳しい話をする前に、三重県の総人口高齢化率について、議場の皆さんはもう御承知のとおりだと思いますが、おさらいをさせていただきたいと思っております。

(パネルを示す) これは1970年から2015年までが5年に1度の国勢調査でありまして、それ以降は社会保障・人口問題研究所の将来推計によるものでございます。

三重県においては2007年の187万人をピークに、その後は人口減少が始まっております。わかりやすいところで言いますと、2010年の国勢調査にお

いては人口185.5万人、2015年においては181.6万人となり、この直近5年間では約4万人の人口減少という結果になっております。

また、少子化の影響も受けまして高齢化率も25%を超え、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という状況になっております。

このような状況を受けまして、2015年度には三重県議会でも人口減少対策調査特別委員会が設置され、私が委員長を務めさせていただき、また今の舟橋議長をはじめ総勢13名の県議会議員で、自然減対策や社会減対策など幅広い協議を行いました。

人口減少については、大きく分けて自然減少と社会減少の二つの側面が考えられます。そこで三重県の直近の人口減少について、もう少し詳しく見ていきたいと思います。

(パネルを示す) これは、直近3年間の人口減少をわかりやすく自然減少、社会減少の二つの側面で分けたフリップでございます。自然減少とは、生まれてくる赤ちゃんとお亡くなりになった死亡数で、死亡数が多い状況を言います。また、社会減少は進学や就職、転職等の引っ越しによる転入と転出を比べ、転出が多い状況でございます。

この表の2014年、2015年、2016年の実績を見ていただくと、三重県では、自然減少が6000人強、社会減少が4000人弱で、毎年1万人程度の人口減少が起きている状況でございます。3年間でトータル2万9269人、年平均で大体1万人で、今後は三重県では毎年1万人強の人口減少に入っていくのが現状でございます。

そこで、三重県におきましても、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、自然減対策、社会減対策を両輪で進めていただいていることは認識しております。ようやく今年度から本格的に始動した感があります。自然減対策は、若者のライフステージ、結婚、妊娠、出産、子育てに合った対策や高齢者の皆様には健康寿命延伸の取組などが行われております。

今回、質問させていただきたいのは、先ほど申し上げた人口減少対策調査特別委員会の中で、鈴木知事にも提案させていただきました委員長報告を確

認しながら、それについての質問をさせていただきたいと思います。

なぜ社会減とか子どもに特化したかというのは、もう1枚のフリップを見させていただきたいと思います。(パネルを示す)3枚目でございます。

これは御参考までに、子どもを18歳まで育てるのに、どれだけ公的資金、いわゆる税金が投入されているかという部分でございます。新潟県が出しております、それをモデルに三重県版を作成してみました。

それによりますと、子ども1人18歳まで育てるためには、総額で1860万円から1938万円かかるという状況で、県や市町の地方負担が約1400万円、7割強の負担を地方が強いられているという結果になりました。よく人口減少は、大きな枠組みでは国の取組だと言われておりますけれども、地方にとっても、財政的にも、人口流出という観点からも大きな課題ということがわかるかと思えます。

そこで、一つ目の質問は、専門学校や大学学部など教育環境の拡充を図り、三重で学びたい子どもたちに対する県外流出の対策についてです。

三重県では大学進学希望者の約8割が県外大学に進学し、その多くはそのまま県外で職につくという状況です。グローバルな政策を展開している三重県ですが、それらを支える学部となる外国語学部、観光学などの専門的なことを学び、グローバル人材を育成していくことも大切だと思いますが、この点についてもお尋ねをいたします。

また高齢化が進む状況の中で、県内で看護師、介護士といった職につくことを希望する学生においては、県内で働く特性や利点をしっかりと周知させて、活躍できる教育の環境を整えていくべきだと考えます。

例えば、三重県立看護大学においては今、菱沼学長の力強い指導力のもと、県内初の認定看護師教育課程、認知症看護を開講し、多くの研修生を受け入れたり、海外短期研修の実施など、素晴らしい取組をさせていただいております。県内で働きたい若者を育てていただいておりますので、このような取組をニーズがある分野、福祉分野もそうですし、グローバル人材もそうですし、そういったことをしっかりと三重県で推進すべきだと思いますが、県当局の

考え方についてお尋ねを申し上げます。

もう少しお話を続けさせていただきます。先ほど18歳まで子どもを育てるのには地方で1400万円かけるんだということをお話しさせていただきました。もちろん大学進学を契機に県外に出ていく子どもたちを無理に引きとめることはする必要はないと思いますし、県外の大学で知識を習得して、外から客観的に三重県を見ることも大切かと思っております。

しかしながら、都会の絵の具に染まって、ふるさとへの意識が希薄になってしまっは本末転倒であります。

そういう意味では、子どもたちを地域の担い手として育成していくことが重要であるかと思えます。平成30年度からは県立四日市工業高校で3年間学んだ後、引き続き2年間修学する、ものづくり創造専攻科の設置が決まっております。三重県で学び、三重県で職につける機会拡充の取組に期待したいと思えます。

また、鈴鹿市でも、地域産業を担う人材育成として県立稲生高校に工業課程設置の要望が毎年、末松市長から行われております。この取組も県内の製造業、ものづくり企業にとっても大きなメリットがあると思えます。

県内で就職を希望する学生、県内企業からも期待をされています。これらの取組についても、教育長に今後の対応も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 私からは、グローバル人材を育成する学部の新増設の働きかけについてお答えさせていただきます。

この春、大学へ進学した県内高等学校卒業生のうち、県内大学に進学した学生の割合は20.5%にとどまり、若者の県内定着を進める上で、大学進学時における若者の県外流出が課題となっております。

このため、県では、県内全ての高等教育機関と構成する、高等教育コンソーシアムみえにおける「三重を知る」共同授業の取組や、学生確保に取り

組む大学等への補助のほか、高校生への啓発冊子の配布などを通じまして、県内高等教育機関の魅力向上を図り、また魅力を伝える取組を進めております。

こうした中、県内では、今年4月にユマニテク短期大学が開学し、鈴鹿大学では、こども教育学部が新設されるなど、県内高校生が進学するに当たっての選択肢が拡大しております。

グローバル人材の育成は、県としても重要な課題の一つとして捉え、平成28年3月に策定をした三重県教育施策大綱の基本方針の中でも、グローバル教育を進めるとしておりまして、例えば教育委員会では、職業学科で学ぶ高校生の海外インターンシップを初めて実施するなど、取組の充実を図っております。

また、平成26年に実施をいたしました高校生、保護者アンケートでは、県内高校生が進学先として希望する専門分野は、教育学系統が最も多いのですが、外国語学部系統も10.3%となっております。

先ほど議員から人口減少についての資料の御説明もございましたが、18歳人口がここ数年横ばいでしたが来年から減少し始めまして、関係者の間では2018年問題と称されております。

こうした中で学部の新增設につきましては、個々の大学の経営感覚がすぐれて問われるところがございます。県といたしましては、大学、学部の新增設に関して、これまでも県外の私立大学を対象とした調査を実施したところであり、また県内高等教育機関につきましては高等教育コンソーシアムみえの場や、個別訪問によります学長等との意見交換などの機会を通じまして、意思疎通を図り情報の把握に努めております。

学部等の新增設の動きがありましたら、タイミングを逃すことのないよう、引き続き、情報収集、発信に努め、働きかけてまいります。

以上でございます。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、私から介護人材を確保するために、

高校生が介護職を目指すよう魅力の発信を進めるべきだと思うが、どのように取り組んでいくのかにつきまして、お答え申し上げます。

県では、県福祉人材センターにおきまして無料職業紹介やマッチング支援を行うことに加え、平成25年度から、中学生や高校生に対して福祉、介護の仕事の魅力を伝えます、福祉・介護の魅力発信事業に取り組んでいるところでございます。

この事業では、生徒に将来の進路や就職先について介護職を希望してもらうため、学校の教職員に対して、福祉、介護を取り巻く情勢や福祉の仕事に関する説明を行うとともに、生徒、保護者、教職員を対象に、福祉現場で働く職員を講師としたセミナーの開催や、仕事の魅力を発信するためのパンフレットの配付などを行っているところでございます。

このほか、これから就職を目指す若者に対し、福祉施設、事業所における職場体験の提供、就職フェアや福祉職場への進路ガイダンスの開催などを行っているところでございます。

また、高校卒業後に介護福祉士養成施設へ入学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、介護福祉士修学資金の貸付も行っております。

さらに、介護のイメージアップに関しまして、関係団体や職能団体が行います介護技術コンテストなど、介護の専門性を伝える啓発イベントや地域住民を対象としたセミナー等の取組に対しまして、県としても支援をしているところでございます。

今後も、福祉、介護分野に若者が参入していただけるよう、引き続き、仕事の魅力を発信していくとともに、事業者団体等と連携、協力し、介護職のイメージアップにつながる事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） ものづくり創造専攻科の取組状況と鈴鹿市内の工業科設置の要望に対する対応についての御質問でございます。

県立四日市工業高校に平成30年4月に設置する、ものづくり創造専攻科は、

高度で卓越した専門教育により、生産現場の牽引役となる人材を育成することを狙いとしております。

本年度は、生徒の就職先につながり得る企業等を訪問し、企業研修の受け入れ、授業への講師の派遣など、専攻科の教育活動への御支援をお願いしております。その結果、現在20社の企業に協働パートナーズとして御登録をいただいております。

また、県内大学に対し、大学の講座の受講や教員の派遣などを依頼しているところでございます。

鈴鹿市の県立稲生高校の御質問でございます。本年度入学生からモータースポーツ類型を自動車工業類型に変更し、工業の科目を6単位から機械工作、機械設計など16単位に増加させ、工業の教員を新たに配置し、機械設計などの科目を開設することで、より専門的な工業教育を実施します。

さらに、3年生の授業では、地元の企業での実習を取り入れるなど、生徒がより実践的な力を身につけることができるよう取り組んでいきます。

県教育委員会では、今後も、専門学科で学ぶ高校生が地域産業の担い手として活躍していけるよう、地域や産業界の協力を得ながら職業教育を進めていきたいと考えております。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護職員の確保の観点から、看護師等養成所の学生への支援について御答弁申し上げます。

本県では、看護系大学4校と、助産師養成課程を含む看護師等学校養成所が13校ございまして、定員は合計955名となっております。

そのうち看護師等養成所の定員は555名でございまして、平成28年度の卒業者は497名で、うち400名、80.5%の方が県内で看護職員として活躍しています。

一方、平成27年度における看護師等養成所の退学率は11.6%で、全国平均の9.7%に比べて高い状況となっております。

このような状況の中、本県では、民間の看護師等養成所を対象に運営費の

補助を行っておりまして、退学防止のためのカウンセリング等の取組を促すために、退学率が低いほど補助を加算しています。

また、留年や退学を防ぐためには、きめ細かな指導が必要でございまして、看護教員の十分な確保と質の向上を図るために、県立看護大学に委託しまして専任教員養成講習会を実施し、新たな教員を養成するとともに、教員の質の向上を目的とした各種研修会等を行っているところでございます。

今後も、全ての学生が看護職員として就業することができるよう、引き続き看護師等養成所への支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 各部長、御答弁ありがとうございました。

いろいろとお話を聞かせていただきまして、それぞれの分野で取組をされているところでございます。

広報とかパンフレットを配布してますよと共通でお答えいただきましたけれども、子ども、学生の心に響くように、まずは取組をしていただきたい、そこが一番大事なのかなと思いました。田中健康福祉部長からは介護のお話があったり、松田医療対策局長は看護師のお話がありました。学ぶ子どもたちの心に響くようにということと、とりわけ看護については退学率も高いというお話も今ございましたので、しっかりと状況を見ながら対応をお願いしたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきたいと思います。三重の特性を生かした若者の雇用対策についてでございます。

昨年の伊勢志摩サミット開催で世界に三重県のポテンシャルが発信され、最近の日本へのインバウンド増加の動きと合わせて、三重県に海外から多くの旅行客が訪れてくることになってきました。

そこで先ほども申し上げたとおり、これからグローバル人材が必要だと思います。

そして、今、いろいろとお伺いをさせていただきまして、知事にこの項の

最後に御質問をさせていただきたいと思います。

冒頭申し上げたとおり、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心に始動してきましたけれども、子ども、若者の切り口で関係部局の御答弁をいただきました。最後に知事に総括として、これから毎年1万人ぐらいの人口減少が起きるという状況も鑑みて、人口減少、とりわけ社会減対策に対する意気込み、思いについてお尋ねをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） これまでの議員の御質問も踏まえて社会減対策の取組に関する、改めての思いということでございます。

本県の人口の社会減について、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、平成28年は27年と比べ若干の改善が見られるものの、依然として厳しい状況が続いておりまして、とりわけ若者の就職や大学への進学が大きく影響していると考えております。

こうした中、県内の中小企業や医療、介護等の現場において人手不足が深刻化しており、大変危惧しているところであります。

社会減対策につきましても、中長期的な視点から様々な取組を地道に進めることが重要であり、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、引き続き施策を総動員して取り組んでまいります。

就職や進学が転出超過の大きな要因となっている状況を踏まえると、とりわけ、高等教育機関の魅力向上や働く場の創出など、若者の県内定着に向けた取組は大変重要であると考えております。

就職や進学に関する意識について、平成26年に県で実施しました、高校生と保護者へのアンケートで、現在住んでいる地域に住み続けたいかどうかをお聞きしたところ、県外に住みたいなどと回答した方のうち、半数近い方が、希望する就職先、進学先がないことを、その理由として最も多く挙げられておりました。

また、昨年、高等教育コンソーシアムみえで実施した県内高等教育機関の学生へのアンケートでは、将来就職を希望する地域はどこかをお聞きしたと

ころ、出身地での就職を希望すると答えた学生が最も多くなりました。

社会減対策の推進に当たっては、こうした学生の皆さんの思いをしっかりと受けとめ、県内の大学に進学していただけるよう、また、県内で就職していただけるよう、取組を進めなければなりません。

子どもたちや若者に県内の高等教育機関の魅力や、優れた技術を有したり、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業等を知ってもらい、一人でも多くの方に三重を選んでもらえるよう全力で取り組んでまいります。

今日は転出の話がたくさんしましたが、三重県の社会減は転入が減っていることも一つの大きな要因になっています。そこで今、移住対策などに取り組んでおりますが、速報値で、この4月から8月の県か市町の何らかの制度を利用した移住者が110名で、去年の同期が73人ですから大分多くなっています。去年は年間トータルで対前年度65%増になりましたので、転入対策も含めてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 知事、御答弁ありがとうございました。

今知事からの御説明があった子どもたちのアンケートを聞くと、三重県での就職先、学ぶ先が不足している感もございませし、そうは言っても一方で三重県で働きたいという方もたくさんいらっしゃるということでございますので、まさに前段で質問させていただきましたが、働き先、学ぶ先のニーズに合った部分をしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

それから、私は今回、転出をクローズアップしましたが、知事が今おっしゃるように、転入のクローズアップも我々もしっかり注視して取組を推進させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、大きな質問項目2点目に移らせていただきたいと思えます。三重県の子ども貧困対策、いじめ、不登校対策についてお尋ねいたします。

まず、皆様御承知のとおり、我が国の子どもの貧困率は、平成29年6月の国民生活基礎調査によりますと13.9%となっており、約7人に1人が子ども

の貧困対象となっております。

ただし、ひとり親家庭等に限ってみると50.8%ということで、2世帯に1世帯以上の割合で子どもの貧困が生じているところでございます。

したがいまして、とりわけひとり親家庭にとっては厳しい状況が続いているということでございます。

そういった状況において、三重県でも平成28年3月に三重県子どもの貧困対策計画が策定されたところであります。策定に当たっては、県が実施した聞き取り調査において、社会から孤立し自ら助けを求めることができずにいる家庭が、県内にも多く存在するという状況が明らかになってきました。

議会においても、昨年度、子どもの貧困対策調査特別委員会が設置され、藤根正典委員長をはじめ、総勢9名の委員で議論をしていただき、本年3月に知事に対して提言をされている状況でございます。

今回の質問は、その提言内容からも極めて重要である子どもの居場所づくりについてお尋ねしたいと思います。

本年7月に私も沖縄県を視察させていただき、子どもの居場所を提供しているNPO法人、あるいは沖縄県庁でお話を聞いてきました。沖縄県も貧困率がとても高い状況でございまして、それに先駆けて子どもの居場所づくりを積極的に行っている状況でございます。

具体的には、既に子どもの居場所づくり、身近な公民館であったり、公の施設、100カ所以上で展開されておって、そこで子どもたちが学ぶ機会が提供されている状況でございます。

県といたしましても、地域にある公共施設等を拠点として、その拠点を居場所にして学習支援、食事の提供など、一括して幅広い子どもの貧困対策につなげる取組を推進してほしいと思っておりますが、県当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、就学支援対策についてでございます。この質問は昨年も杉本熊野議員が行っておりますけれども、とりわけお願いしたいのは就学前の準備金でございます。

市町では小学校1年生に上がる時、中学校1年生に上がる時に給付金を出しております。

具体的には、例えば新小学校1年生に上がる3月末までには、伊勢市が提供しておりますし、新中学校1年生を対象には伊勢市、桑名市、木曾岬町、四日市市、菟野町の5市町が就学前の準備金を行っていると考えております。

新小学校1年生では4万600円、新中学校1年生では4万7400円と考えております。

この入学前の準備金にいたしましても、県としては5市町だけでなく29全市町で入学する前に子どものために準備金を提供していただきたいと思いますが、この点について御答弁をお願いいたします。

そして、二つ目の三重県のいじめ、不登校対策についてのお話に進めさせていただきます。

国では、いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行されました。これを受けて、三重県でも平成26年1月29日に三重県いじめ防止基本方針が策定されました。

その骨格となる五つは、三重県がいじめ防止等のための対策の基本的な方向性とか、市町教育委員会との連携とかが書かれております。

一方で、三重県がいじめ認知件数は平成27年で小学校で871件、中学校で504件、高校で125件となっており、いずれも残念ながら前年比1.5倍といじめが急増しているという状況でございます。

また、三重県いじめ防止基本方針には、スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実とか、スクールソーシャルワーカーの派遣による支援体制の充実などが挙げられておりますけれども、現場の声を聞くと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方は月に1回という部分が多くて、相談がちゃんとできていないというのが現状でございます。

方針では充実しますよと言っておりますけれども、現場では全然足りませんよというのが今の状況でございます。

そういったことで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

の配置拡充についても、しっかりと現場の状況を鑑みて拡充していただきたいと思いますが、その点については教育長に御答弁をお願いいたします。

駆け足で申しわけございませんけれども、不登校についてはフリップをぐらんいただきたいと思います。

(パネルを示す) 大きな問題となっております。4枚目のフリップです。

まず、不登校の定義を言わせていただきます。不登校とは、4月1日から3月31日までの1年間に、連続または断続して30日以上欠席する児童生徒となっております。

この数字を見ていただくとおり、中学校になると、平成27年度、直近では3%、1478名という状況でございます。3%と出ておりますけれども、実は各市町、30日以上は3%ですけれども、10日以上という調査も市町では行っているところがあって、その調査結果をお伺いすると、要するに不登校予備軍と言われておるところを見ますと、それを含めると六、七%ということも聞いております。

そういったことを鑑みますと、中学校だけでも不登校予備軍を合わせると3000人規模の生徒が対象ということになります。

この状況を県教育委員会はどのように捉え、対応していくのか、お尋ねをいたします。以上、よろしく願いいたします。

[福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇]

○健康福祉部子ども・家庭局長(福永和伸) それでは、子どもの居場所づくり、学習支援の進捗状況等について答弁させていただきます。

県では、三重県子どもの貧困対策計画に基づきまして、平成28年7月に、県、市町、関係団体で構成します三重県子どもの貧困対策推進会議を設置しまして、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでおります。

また、本年3月に県議会の子どもの貧困対策調査特別委員会より大変貴重な提言をいただきまして、居場所づくりや学習支援など、提言いただいた項目について、一層注力して取組を進めております。

御質問いただいた項目の進捗状況ですけれども、まず居場所づくりにつき

ましては、特に最近地域に広がりつつあります子ども食堂に着目しており、現在、県内で運営されている26カ所の子ども食堂の実態調査を行っておりまして、その現状と課題について把握している真っ最中でございます。

また、学習支援ですけれども、ひとり親家庭または生活困窮家庭に対する学習支援事業をまだ実施していない市町への働きかけに力を入れておりまして、その結果、本年度、新たに二つの市が事業を開始いただきまして、現在、全部で25市町において実施体制が整っている状況でございます。

今後に向けましては、まず居場所づくりに取り組む民間団体にも推進会議への参加を呼びかけてまいります。その上で、子ども食堂に関する実態調査の結果を踏まえまして、推進会議の中で効果的な支援策を検討し、今後多くの皆さんが参画できるよう水平展開を視野に置いた取組を進めてまいりたいと考えています。

また、学習支援につきましても、近々、運営状況等の実態調査を行うこととしておりまして、実施市町がさらに広まるよう、また実施している市町でもまだ実施していないエリアがありますので、実施エリアがもっと広がりますように、地域の実情に応じた効果的な支援を図っていく方針です。

県としましては、子どもの貧困対策計画における県の役割を踏まえつつ、多様な主体との連携、協働のもと、県が主体となる取組の着実な推進を図るとともに、地域の実情に沿った子どもの貧困対策が講じられますように、市町や関係団体を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 就学援助、いじめ、不登校、スクールカウンセラー等の配置についての御質問をいただいております。

まず、就学援助の件でございます。入学時の学用品等の購入費用については、各家庭の負担が大きいことから、県教育委員会では、前々年の所得をもとにして認定時期を早めるなどの県外の先進的な取組事例を、平成28年度市町教育長会議や担当者会議などで共有して、前倒し支給の検討を呼びかけま

した。その結果、議員からも御紹介いただきましたように、中学生については5市町が3月に、2市が4月と5月に、それから小学生については1市が前倒し支給を行っております。

平成29年度、今年度も市町教育長会議を通じて、県内における前倒し支給の状況について情報提供を行うとともに、各市町に検討を依頼したところでございます。その結果、平成30年度には、中学生に対し21市町が、小学生に対し11市町が前倒し支給を実施予定、または実施を検討しているとお聞きしております。

次に、いじめについての件でございます。

いじめについては、認知件数等につきましては議員からご紹介いただきました。

学校で学期に1回以上のアンケートや面談を実施して、丁寧な把握に努めているところでございます。

いじめは子どもそれぞれに受けとめ方が異なるために、子どもの心情に寄り添った対応が求められます。いじめが確認された場合、直ちに子どもの安全を確保するとともに、いじめの解消に向け、担任や養護教諭をはじめ、学校が組織として、家庭や関係機関と連携して対応しております。

いじめは決して許されるものではありません。子どもにかかわる全ての大人が意識を高め、学校内外のいじめの防止に取り組み、心豊かに安心して快適に生活できる社会を目指して、子どもたちの声を聞きながら、現在、三重県いじめ防止条例（仮称）案の策定を進めているところでございます。

不登校につきましては、議員から御紹介もいただきましたが、家庭に係る問題や友人関係など様々な背景があって、一人ひとりの状況が異なります。これについて丁寧に聞き取りを行い、対応をする必要がございます。

学校では担任や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、不登校の兆しがあらわれたときから、児童生徒への配慮や家庭訪問を行うなど、チームとして対応しているところです。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置についての御

質問でございます。

配置の人数にはやはり限りがございますが、配置の工夫や効果的な派遣に努めるとともに、子どもたちと接する教職員のカウンセリングマインドを高められるようにスクールカウンセラーを活用した校内研修等を実施し、教育相談の充実に向けているところでございます。

昨年度、スクールソーシャルワーカー活用事例集をつくりましたので、これを利用して研修会を行ったりして、学校におけるチームでの指導体制の構築と教員の指導力の向上を図っていきたいと考えております。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

前段の子どもの貧困対策については今、子ども食堂を含め、いろいろ聞き取りをしていただいているということで、ありがとうございます。引き続き、よいところはピックアップをして、水平展開を早期にさせていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、教育長、今の答弁で前段の入学準備金に関しては前進したということで、ありがとうございます。検討も含めて小学校で11、中学校で21ですから、大分増えてきたのではないかと思います。引き続き、全部できるように、バックアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、スクールソーシャルワーカーのカウンセラーの話、前段ではお話を聞いていると問題は複雑だし、丁寧に寄り添いたいとか話をしっかりと聞いていきたいという御答弁。一方で、予算的には厳しいですよという後半の答弁。やはり、予算は厳しい部分ではございますけれども、そのところ、効率的にというのはもちろんそうだと思いますが、より現場に寄り添った対応をお願ひしたいと思ひます。

これは教育委員会のみならず、お金のかかることですので、財政課ともこれからいろいろ交渉があるかと思ひますけれども、子どもたちのために御理解、御協力を県執行部の皆さんによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。三重県の福祉医療費助

成制度でございます。

この項目につきましては、私が所属する会派、新政みえからも、昨年3月に知事に対して要望書を提出させていただいたり、私自身も1年前の6月にこの場で一般質問をさせていただきました。

ただ、この1年で状況が変わったことと、子どもを持つ保護者の皆様からの現物給付、いわゆる窓口無料化のニーズが高まっていることもあり、今回も質問をさせていただきました。

簡単に、三重県の福祉医療費助成制度のおさらいをさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) 子どもの医療費は3公費と言われますが、三つの分野に分かれております。一般的には子ども医療費補助金、障害者医療費補助金、一人親家庭等医療費補助金ということで、全体で平成28年度の助成額は49億6000万円ということ。

昨年も知事、三重県は頑張っているんだぞとおっしゃっていました。子どもにかかる医療費は、平成27年度決算では3公費、全国5位という状況でございます。

私もかける予算は三重県、大変評価ができるのではないかと思います。

それから、一番左は昭和48年に子ども医療費制度ができて、段階を追って年齢が引き上げられてきたということでございます。

鈴木知事におきましては、2012年9月、ここに書いてありますとおり、6歳から12歳まで引き上げていただいたということでございます。これによって、所得もございますので、全部が全部というわけにはいきませんが、本当に多くの子どもたちが救われている状況でございます。

この表の中の全部が無料還付式。子どもさんがいらっしゃるお母さんは御存じのとおり、1回窓口でお金を払って、二、三カ月後に返ってくる還付式無料でございますが、先ほど言いましたように、今から三重県は、この四角で囲ってあります現物給付がこれから対象、ニーズが高まってきているところでございます。

そこで端的に知事にお尋ねしたいのは、先ほど申し上げた、この6歳から12歳に引き上げたときの思いと、詳しい話は後で医療対策局長に聞きたいと思いますが、今ここのゼロ歳から4歳で検討しておりますけれども、今後、子どもの貧困対策として、この障がい者も含めてこっちに引き上げを行っていくのか、子ども全員が対象となるように、ゼロ歳から6歳を伸ばしていくのかという方向性についても、知事自身の理念のことを語っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子ども医療費助成制度について、小学校6年生まで拡大したときの判断基準、思いは何だったのか、それから、現物給付化を進めようとしているときの理念は何かということで御質問を賜りましたので、答弁いたします。

子ども医療費助成制度につきましては、平成24年9月、それまで小学校就学前までとしていた対象を、入通院とも小学校6年生まで拡大いたしました。

これは、より多くの子どもの健康を確保し、安心して子育てできる環境を整備するという観点から実施したものです。この結果、先ほど議員から御紹介いただいた5位は総額で5位なんですけれども、子ども一人当たりの子ども医療費助成額で見ますと全国で4番目に高い水準となっております、子育て支援という観点での本県の姿勢を現時点で一定お示ししているというふうに考えております。

こうした中、市町や関係団体からの御要望が多い、子ども医療費の現物給付化について検討を行ってきたところであります。

議員からも御紹介ありましたが、本県の子どもの医療費助成制度は、給付と負担のバランス等にも配慮し、窓口で一旦支払った後、2カ月程度で全額が自動償還される仕組みとして実施しています。

自己負担は導入していませんが、窓口負担があることにより過剰受診対策にも資する仕組みとなっています。

一方、自動償還払方式による窓口での一時的な医療費負担も困難な家庭の

存在が指摘されており、そのような家庭の経済状況から医療を受けることが困難な子どもが、支払いを避けたことにより重篤化することがないように、より安心して医療を受けられるようにするため、導入に当たっての政策目的を貧困対策とし、県がベースとして行う支援について、今後市町と議論を行うための検討案について、市町に事務レベルで御提示をさせていただきたいところでもあります。

また、県議会の子ども貧困対策調査特別委員会からも、貧困対策としてのひとり親家庭の子ども医療費窓口無料化を御提言いただいております、その趣旨にも沿うものと認識しております。

県内一斉導入のためには、全ての市町の賛同が必要であり、今後、県が提示した案に対する意見を集約してまいります。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） ありがとうございます。

知事の今のお話を聞いていると、全市町と相談しながらやっぱり子どもの貧困対策として進めていくんだなという御所見を確認させていただきました。

あと1点、私、言い忘れまして。

（パネルを示す）もう一度、このフリップを見ますと、ちょっと小さいので申しわけないんですけども、右下のところで、今、県当局としてはゼロ歳から4歳までを検討している。この前の答弁でもありましたけれども、国のペナルティは、今年、ゼロ歳から6歳まで廃止ということを知っております。そして、私はこの前の答弁を、年齢階級別で一番多いからゼロ歳から4歳だということで聞いてたんですけど、厚生労働省のデータを見てみると5歳刻みにしか出てないわけでごさいます、そうなってくると、ペナルティは6歳まで廃止であるのに、厚生労働省のデータがゼロ歳から4歳だから、あと5歳から次は9歳で、それが少し低いからゼロ歳から4歳で切るというやり方は、ちょっと乱暴かなというふうに私は思います。

そういうことで言いますと、例えば5歳から9歳児のほうが歯科健診がめちゃくちゃ高いとか、入院に対する医療費は5歳から6歳が高いとか、そう

いうデータも出ておりますので、ここは国にならってゼロ歳から6歳未満での導入をお願いしたいと思います。

先立って鈴鹿市でもゼロ歳から3歳で始まっております。鈴鹿市に確認したところによりますと、金額医療費の増額は3カ月トータルで7.9%という速報値も出ております。

こういった状況を鑑み、医療対策局長にもう一度、6歳までの導入検討をお願いしたいと思います。御答弁をよろしく願いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 6歳までの範囲の拡大の考えについて御説明いたします。

先ほど議員から御紹介がありましたように、今回のゼロ歳から4歳までの範囲につきましては、厚生労働省の統計によりゼロ歳から19歳までの子どもの中で、人口一人当たりの医療費の金額が最も高い層がゼロ歳から4歳ということを根拠に示させていただいておりますけれども、国の減額調整措置の廃止の考え方につきましては、その際、国から出されました平成28年12月の通知におきましては、見直しにより生じた財源については、各自治体においてさらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めておまして、国としては自治体の医療費助成以外の少子化対策の取組を支援する観点から決定されたものでございまして、現物給付化を含む医療費助成を推進する意図はないと考えております。

これにつきましては、県として必要な範囲で判断し検討すべきであると考えております。

いずれにいたしましても、より多くの子どものほうがより安心して医療が受けられるよう、持続可能な制度の導入に向けまして、引き続き市町の皆様とともに慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 最後に時間がないので端的に言いますが、より多くの子

どもがということでございましたので、ぜひとも国にならって、ペナルティがゼロ歳から6歳まで廃止ということでございますので、1度検討していただきたいと思ひますし、知事におきましてはゼロ歳から6歳まで廃止でございますけども、引き続き国に対して、ペナルティ、まだ上の年齢もございすから、そこの部分をしっかりと要望をしていただきたいと思ひます。

それでは、この質問については終了させていただきます、最後の質問に移らせていただきます。4点目、三重県の交通事故対策についてでございます。

今、恒例の秋の全国交通安全運動が実施されておりますけれども、交通事故が近々も大変多い状況というふうになってきております。

(パネルを示す) こちらのフリップをごらんいただくと、三重県の死亡事故の状況でございます。平成24年から29年直近の8月まででございます。平成27年は87人という実績値でございました。

しかし残念ながら、昨年はまた3桁に逆戻りというところでございます。

また、昨年は高速道路の100キロメートルあたりの事故死者数が5.48人で、全国平均1.6人の3倍で全国ワースト1という汚名もついでしまいました。

端的に警察本部長にお伺いしますけども、この交通事故、とりわけ下のところを見ていただくと、高齢者の死亡事故比率が、ちょっと減ってきてはいるものの約半数ということでございます。これらの対策についてお伺いいたします。

それからもう1点、最後のフリップです。

(パネルを示す) 警察車両の事故件数でございます。これも平成24年から直近の29年9月末まで、今わかっている数字まででございますけども、これも大変多い状況でございます。もう今年はこの数年の最大数値に行つて、33件でございます。

一般の交通事故対策も含め、警察車両等の事故対策について、あわせてお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 2点、県下の交通死亡事故の現状と対策、また警察車両の交通事故に係る対策ということでお尋ねをいただきました。

まず、1点目の交通事故、県下全体の現状でございます。先ほどフリップにありましたけれども、全体的な人身事故件数、死傷者数は減少はしておりますけれども、8月末現在の死者数が55人。これは、みえ県民カビジョン・第2次行動計画に基づく目標値70人以下の達成は厳しい状況というのが正直なところでございます。

また、その中で、将来を担う若者が交通事故により命を落とすという事例もございまして、高齢者の死者の割合が全体の約半数を占めるということで、こういったところに対する対策のさらなる強化が必要だろうというふうに考えております。

警察といたしましては、こういった事故の発生状況をきめ細かく分析をいたしまして、総合的な交通事故防止対策ということで、安全教育、広報啓発、また違反の取り締まり、計画的な交通安全施設の整備といったところに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目の警察車両事故の件でございます。

平素より事故防止対策ということで、全職員に対する教養に加えまして、事故を起こした職員を召致しての再発防止教養、また指導員が同乗しての実技指導といったものも取り組んでおります。

しかしながら、今定例月会議におきまして、警察車両の交通事故に係る専決処分を19件報告する事態になっておりまして、

○議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

○警察本部長（難波健太） 私としても大変重く受けとめております。

8月に、緊急に各警察署の担当者を召致して、幹部から、対策の強化を指示したほか、今後ともさらなる事故の減少に向けて、事故実態に即した効果的な対策を進めるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

先ほど言いましたように、9月定例会議のときには19件の専決処分。

○議長（舟橋裕幸） 申し合わせの時間が経過しましたので、速やかに終結願います。

○9番（下野幸助） はい。対策をよろしくお願い申し上げまして、時間が来ましたので、一般質問を終結とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 47番 山本 勝議員。

〔47番 山本 勝議員登壇・拍手〕

○47番（山本 勝） 桑名市・桑名郡選出の山本勝でございます。

今日は、一般質問最終日でございますけど、発言通告の発言者の会派を見させていただきましたら、新政みえの方が3名で、自民党は私だけでございまして、何とか埋没せんような形でちょっと頑張りたいと思います。

この二、三日の国の政治の流れは本当に大変な、余り今まで経験したことのないような激動の日々が続いております。特に昨日ぐらいからは、野党第1党が二、三日前にできた党に吸い込まれていくと、こんなような状況を今、目の当たりにさせていただきまして、まさに激動の日々を毎日迎えておるのだなという思いをさせていただいております。

こんなことを知事に少しコメントを求めると、今回は国政の選挙にはかかわらないということでございますので、あえて私はそんなことはお願いしませんけども、引き続いて身近な三重県政で頑張っていたいただきたいと思います。

柔らかい話を少しさせていただきながら、あとは質問に入っていきたいなと思っています。

1週間ほど前に県庁のところで、おいしいカレーがあるので、山本君、一緒に食べよまいかという県幹部のOBの方からお誘いいただいて、議会のレストランのマンドルーラで食事をする機会がございました。

出てきましたのはカレーでございました。そのカレーがプリンスカレーということで、そのいわれをいろいろお聞きしながら食べさせていただきました。

た。感じ的には甘口でぴりっと、そしてまたスパイスのきいた、おいしいカレーでございました。

それで、いわれをいろいろとお話を聞くと、このプリンスカレーは、今は天皇陛下の退位がいろいろ話題に上がっておりますけども、このカレーにもドラマがあるんだというお話からまず始まりまして、このプリンスカレーは、昭和59年10月6日に開催された第4回全国豊かな海づくり大会に、当時は皇太子殿下でございましたが、現在の天皇陛下が来県をされたときに、会場がなかったかわかりませんが、美術館で出されて、そこでお食事をされたということでございました。事前に宮内庁から陛下はカレーが大好きだということで、少しでも喜んでいただけるようなカレーを出さないかということで、3カ月ぐらいかかって試食をして、そして今の味に決められたそうでございます。

当時の田川知事もいろいろ試食をされたり、県のOBの古い方も何回も試食をして、ある面ではおよばれに預かったようなこともお聞きしたわけでございます。

そして、またプリンスカレーというこの命名は、軽井沢プリンスホテルと当時、天皇陛下はテニスもやってみえましたからテニスコート、この辺のイメージからとって、プリンスカレーと、これも宮内庁にいろいろお聞きをして名前をつけられたということでございます。

これも天皇陛下と三重県のかかわりをかいま見ることができるわけでございまして、皆さん方も余りお知りにならん話でございますけども、私はこのプリンスカレーというのは、三重県のブランドにしてもいいようなカレーかなと思っておるわけです。

知事、ここにこして見えますから、質問外ではありますが、もしコメントがあればお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私も食べたことがありまして、私は多分47都道府県知事の中で最もカレーマニアの一人でありまして、御当地カレーといわれるようなカレーを100種類以上食べたことがあるので、カレーにはなかなかうさ

いのですけども、大変高級感のある丁寧な味のカレーだなという印象です。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、陛下の御退位も近づく中でありますので、陛下の思い出をかみしめながら、また改めて食べたいと思います。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうもありがとうございました。

余りこればかりやっておりますと、なかなかあれですから、三重ブランドの話をちょっとさせていただきましたが、何らかの形でこれから世にもっともっと出るような食材になっていけばいいのかなと思わせていただいております。

それでは、改めて発言通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、農林水産分野と福祉分野の連携について、2点ほどお伺いしたいと思っております。

長時間労働の是正や柔軟な働き方を目指す働き方改革が進む中で、政府は今年3月に働き方改革実行計画をまとめ、その中で、「日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく」と、抜本的に改革することを表明されました。

背景にあるのは労働力の減少であります。昨年、2016年の日本の労働力人口、いわゆる15歳から64歳未満で労働の意思と能力を持つ者は全体で6648万人と言われておりますけれども、50年後の2065年の同人口は約4000万人になる、現在の約6割に減ると見られています。少子高齢化がこのまま進めば、ほとんどの産業が慢性的な人手不足に直面するということです。

今日、質問を行います農林水産業の現場においても労働力不足は深刻化しており、収穫期など短期のアルバイトの確保も厳しい状況にあると聞いております。

私は地元でも農家でございますので、米やニンニクをつくっておりますけれども、自然の中で汗をかきながら育て収穫をし、そしておいしくいただく農業は、生活に実りと潤いをもたらす、大変有意義なものであると思っております。

が、天候等の影響を受けやすく、中には地味で、きつい作業もあり、手間暇がかかるのも事実であります。

一方で、福祉サイドを見てみますと、障がい者の就労機会の拡大、賃金の向上、自立促進など、様々な課題があります。

こうした農業サイド、福祉サイドの課題を解決するため、農業経営体における障がい者の雇用や施設外就労、福祉事業者による農業参入は、一つの有効な手段であると考えています。特に本県は、鈴木知事の強いリーダーシップのもと、平成23年度より農福連携に積極的に取り組まれており、その結果、農業に携わる障がい者の皆さんは年々増加いたしており、昨年度は平成23年度の196名から約3倍の540名になっておると聞いております。県内では、多くの福祉事業所が農業に参入しており、今後も、こうした動きは活発になると考えております。

また、知事は本定例会議の知事提案説明におきましても、農福連携について触れておられまして、農福連携の拡大に向けた機運を醸成し、全国各地に取組が広がるよう、昨年11月に農福連携全国サミット in みえを開催して、農福連携の意義の発信や人材育成などに向けた環境づくりを進める宣言を採択されたり、4点ほど、知事提案説明でも説明をされておりますが、障がい者が農業で働きやすい三重県となるように、今後とも大いに御期待したいと思っております。

そこで、知事にお伺いいたしますが、農福連携の全国的な定着と発展を目指す上で、農福連携全国都道府県ネットワークを主導する三重県として、リーダーシップも求められておりますけれども、今後どのような形で知事がリーダーシップをとられていくのか、まずお伺いをし、また農業で働く障がい者の定着支援に加えて、農福連携に取り組む福祉事業所の経営がステップアップできるように、環境整備を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。あわせてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農福連携に関しまして2点、御質問をいただきました。

1点目は農福連携の全国的な定着と発展に向けた三重県のリーダーシップ、それから2点目は農福連携に取り組む福祉事業所の経営がステップアップできるような環境整備ということでございます。

あわせて答弁をさせていただきます。

私が知事に就任して以降、重点的に推進してきた農福連携には、農業サイドにある労働力不足の解消、福祉サイドにある障がい者の就労機会の拡大や賃金の向上といった課題解決とともに、障がい者本人の自立の促進や、自信、生きがいの創出につながるなどの効果があると考えています。

こうしたことから、農福連携の定着と拡大を図るため、農業と福祉をつなぐ人材の育成と組織づくりが必要と考え、様々な取組を進めてまいりました。

様々な取組を進める中、昨年11月に開催した農福連携全国サミット in みえでは、農福連携のさらなる拡大と官民が一体となった全国的なネットワークの構築に向けた機運の醸成が図られました。

本年3月には、全国の農業経営体や福祉事業所など民間が主体となった全国農福連携推進協議会が設立され、農福連携の情報発信や啓発に向けた取組が始まっています。

また、私は、都道府県がしっかりと連携しながら、農福連携の取組を全国で拡大し発信していくことが必要と考え、先進的な取組を進められてきた京都府や島根県など5府県の知事の皆さんとともに発起人となり、本年7月に農福連携全国都道府県ネットワークを設立したところであります。初代会長には、私が就任し、現在42道府県が参加する協議会として活動を始めています。

このネットワークでは、都道府県の農業と福祉の担当者による情報や意見の交換、農福連携を促進する有効施策の調査、研究、農福連携マルシェなどを通じたノウハウブランドの発信、新たな制度の創設や予算の確保に向けた国への提言などに取り組むこととしています。

早速、今月2日、3日には、全国農福連携推進協議会、京都府との共催により、京都市内の百貨店店頭で農福連携マルシェを実施しました。このマル

シェには私も出席し、対面販売に取り組む障がい者の皆さんにエールを送らせていただきました。

今後も、こうしたネットワークの取組を、全国農福連携推進協議会との連携や、副会長となつていただいた発起人の知事の皆さんと協力しながら、会長として先頭に立ち進めてまいります。

本県では、これまでの取組により、平成28年度末までに、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、農業に従事する障がい者や農業に参入した福祉事業所は、平成23年度のおよそ3倍となっています。また、障がい者を雇用している農業経営体も約1.5倍に増えています。

今後、さらに農業経営体における就労を拡大するためには、福祉事業所による農作業受託、いわゆる施設外就労を促進するとともに、農業に参入した福祉事業所のさらなる経営安定や賃金向上など経営のステップアップに向け、障がい者が生産したノウフク商品の付加価値向上や魅力発信などに注力する必要があると考えています。

このため、三重県障がい者就農促進協議会などと連携しながら、施設外就労の拡大に向けた環境整備として、園芸産地を中心に、農業経営体と福祉事業所とをマッチングする仕組みづくり、農業ジョブトレーナーを派遣する制度の構築などに取り組んでいます。

また、福祉事業所の経営をステップアップさせるノウフク商品の品質や魅力度の向上に向けて、品質向上のための栽培指導や、ゴマやヒノナ、ニンニクなど新規品目の導入支援、農福連携マルシェの開催などを通じたノウフク商品のPRに取り組んでいます。さらに今後は、農福連携全体のブランディングや価値の創出に向け、6次産業化を進める人材などを育成しながら、県内外の企業と連携した、ノウフク商品の販路開拓や、加工品など新たな商品の開発、東京オリンピック・パラリンピックで生まれる様々な需要に対するノウフク商品の販売促進などに取り組むこととしています。

今後も、農福連携全国都道府県ネットワークなどを生かしながら、農業分野を中心に、障がいを持つ方々の就労や、福祉事業所による参入及び経営の

安定を支援し、障がいを持つ方々が生き生きと働き、活躍する社会づくりを積極的かつ着実に進めてまいります。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

京都府の取組事例とかいろいろ挙げていただいて、知事の農福連携に対する思いをしっかりと述べていただいて、特に今、お話をされましたように、サミットに引き続き、インターハイや東京オリンピック・パラリンピック、国体など、三重県に関連する様々なイベントが開催されますので、この農福連携に取り組んだ農産品がどんどん販売されているような積極的な取組を、大いに御期待いたしたいなと思います。

この農福連携とあわせて、次に林福連携、水福連携についてもお伺いしたいと思います。

農福連携ほど言葉は聞きなれておりませんが、これは林業分野と福祉分野、水産業分野と福祉分野との連携のことです。全国的に林福連携の取組は、まだまだ少ない状況にあると聞いておりますが、本県では、木製品の製作などに関連する分野で、取組が拡大しつつあると聞いております。

また、水福連携の取組も、カキ養殖等の関連作業の一部が、福祉事業所へ委託されるなど、県南部を中心に進展しておるとお聞きしております。

そこでお伺いしますが、農業と同様に障がい者が林業や水産業に高い適性を示し、将来の担い手となる活躍することが期待されますが、本県の林福連携、水福連携の今後の取組等について、農林水産部長にお伺いいたします。

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、林福連携、水福連携の取組ということでございます。

県におきましては、農業と同様に、林業や水産業の分野におきましても、福祉分野との連携を強化しているところでございます。

まず、林業分野におきましては、平成27年度から、先ほど議員からも御紹介がありましたが、木工品製作と苗木生産の現場におきましても、福祉分野との連携に向けた取組を本格的に進めております。今年度、木工品製作につ

きましては、鈴鹿市に納入いたします木製玩具600個の部品の一部を、県内の福祉事業所と木工事業者が連携して製作しております。

また、苗木生産につきましては、大台町の福祉事業所が、町内の苗木生産協議会の会員となりまして、地域に自生いたしますケヤキやモミジなどの育苗、出荷作業を行っております。

このほか、スギやヒノキの苗木生産では、コンテナ等への土詰めなど、障がい者が参加可能な作業につきまして、福祉事業所と苗木生産事業者とのマッチングを進めているところでございます。

一方、水産業分野におきましては、平成25年度に、志摩市社会福祉協議会が真珠養殖資材の作製に取り組んだことをきっかけといたしまして、福祉分野との連携が始まっており、今年度は、県内八つの福祉事業所が、カキに付着したフジツボの除去など、16の作業を漁業者等から受託するまでに広がっているところでございます。

また、昨年12月には、合同会社志摩ふくし水産が設立されまして、障がい者を受け入れながら、鳥羽磯部漁協の組合員となって、本格的にカキ養殖を開始しております。

県では、こうした林福連携、水福連携の取組を県内全域に拡大していくため、研修会の開催でありますとか関連作業の掘り起こし、必要な道具類の貸与、福祉事業所と林業・漁業関係者等とのマッチング、林業普及指導員、水産業普及指導員等の現場派遣などに積極的に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、市町や関係団体と十分に連携しながら、林業分野、水産業分野におきましても、障がい者が生き生きと働き、活躍できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうもありがとうございました。少しよその事例もお話しさせていただこうと思いましたが、ちょっと時間が押してまいりました。障がい者の皆さんが自信を持って働いていけるように、これからも農福連携

はもとより、林福、水福も含めていろいろな分野での皆さん方の取組を大いに御期待いたしたいと思えます。

次に、客船誘致を生かした観光振興についてお伺いしたいと思います。

先日、知事提案説明で、四日市港を活用した観光振興の取組として、外国客船の誘致についての知事の意気込みを聞かせていただきました。三重県には、これまでに、につぼん丸や飛鳥Ⅱ、ぱしふいっくびいなすなどの日本の大型客船が数十回寄港し、定着化しつつありますが、来年1月2日にはイタリア客船のコスタネオロマンチカが四日市港に、6月以降にはイギリス客船のダイヤモンド・プリンセスが四日市港と鳥羽港に初寄港することが決定し、本県にとって新たなチャンスが生まれたと大変期待いたしております。

これもそれぞれの港に関わる誘致協議会をはじめとした関係者の皆様方が、伊勢志摩サミット開催地としての三重県の知名度を生かし、客船誘致に積極的に取り組んでこられた努力のたまものではないかと思えます。

外国客船は旅客収容人数も大きな規模であります。国内客船である、につぼん丸が524人、飛鳥Ⅱでも872人でありますけれども、コスタネオロマンチカが約1800人、ダイヤモンド・プリンセスに至っては約2700人と多くの方々を乗船させることができます。

実は日本全体で見ますと、毎年数多くの外国客船の寄港がございます。国土交通省のクルーズ船に関する調査データであります。平成28年の日本の港への外国客船寄港回数は、中国からの客船の寄港増加などもあり、過去最多の1443回となっております。港湾別に見てみますと博多港312回、長崎港190回、那覇港183回、これが上位3港です。外国人旅客数も過去最多の約199万人、対前年比78.5%増ということで、まさにクルーズ新時代が訪れようとしています。

国においても、昨年3月に策定した明日の日本を支える観光ビジョンで訪日クルーズ旅客数を2020年に500万人にしようという方針も出されました。

こうしたクルーズ新時代というチャンスを生かし、今後も本県への外国客船の寄港が増加していくためには、引き続き、関係団体をはじめとする誘致

活動が重要であると考えます。

あわせて、客船で国内外からお越しいただく方々にも、本県の観光地の魅力を知ってもらうことも必要であります。

県内には、いろいろ言われています伊勢神宮をはじめとして、世界遺産熊野古道、鈴鹿サーキット、私の地元のナガシマリゾートなどの多様な観光資源がございますが、特にコスタネオロマンチカが四日市港に寄港する1月には、ナガシマリゾートは、なばなの里の大規模なイルミネーションが開催されている時期でございますので、外国人客によっぽどPRしないとなかなか難しいかもわかりませんが、こんなところについても、これから大いに期待をしたいなと思っております。

そこで、お伺いします。大型客船の寄港という、新たなチャンスを県の観光振興に生かしていくことが大事であると先ほども言わせていただきましたが、今後県としてどのように取り組んでいかれるのか、この辺を観光局長にお伺いしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 大型客船の寄港という、新たなチャンスを県の観光振興に生かしていくため、どのように取り組むのかについて答させていただきます。

近年のアジアにおけるクルーズ需要の増大を背景に、日本国内で新たな寄港地を発掘したいという海外クルーズ船社のニーズが高まっています。国土交通省の最新データによりますと、今年1月から8月までの外国客船の寄港回数は1441回で、昨年1年間の寄港回数を超えるペースで推移しています。

こうしたトレンドの中で、本県におきましても、来年、四日市港に2社の外国客船が初入港するなど、新たな寄港先として注目されています。

本県としましては、四日市港や鳥羽港が引き続き多くの船会社から寄港地に選んでいただけるよう、まずは港における受け入れ体制を着実に整えていくことが重要であると考えています。

具体的には、外国客船が寄港した際の出入国手続をはじめ、観光案内、最

寄り駅までのアクセス手段の確保、岸壁におけるW i - F i 環境の整備や歓迎行事など、これらの対応にかかる乗船客の評価が、他の船会社の今後の寄港地決定にも大きく影響してまいりますので、本県も参画する四日市港客船誘致協議会などを中心に調整を進めてまいります。

次に、国内外からお越しいただく乗船客の一人でも多くの方に、四日市港、鳥羽港を起点として県内各地を周遊していただけるよう、船会社に対し、三重ならではの自然や歴史、文化、食など多様な魅力を積極的に提案し、オプションツアーの造成につなげていきます。こうした取組を進めるため、県内の観光資源の魅力を活用できるよう、県内市町、観光協会、交通事業者等が参画する広域的なネットワークづくりに取り組みます。

また、個人で行動する乗船客や、寄港地で食事、買い物を楽しむ乗組員のニーズに対応できるよう、ホームページ等で県内の観光地や寄港地周辺の情報などをまとめて紹介するなど、寄港前から情報収集ができるよう、きめ細かな対応も行ってまいります。

平成30年度には、新名神高速道路や霞4号幹線などの開通が順次予定されており、四日市港や鳥羽港が本県の新たな観光のゲートウェイとなって、多くの乗船客が県内各地を訪れていただきやすくなること、また京都府、岐阜県、滋賀県、奈良県など近県との広域的な連携も視野に入れると、さらにチャンスが広がるのではないかと期待しています。

このため、新たな客船誘致に向け、例えば知事が船会社や関係旅行会社へ直接トップセールスを行うなど、四日市港、鳥羽港それぞれの客船誘致団体と連携を図りながら、積極的に誘致活動を展開してまいります。

本県としましては、今後ますます増加が見込まれる大型客船の寄港というチャンスを逃さぬよう、港での受け入れ体制や乗船客に県内各地を周遊していただくための取組を強化し、本県の観光振興につなげてまいります。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうも御答弁ありがとうございます。

今、特にクルーズ船を受け入れるということで、税関の関係とか免税の関

係とか、いろいろ環境整備をやることはまだまだ多いようなお話もいただきました。

観光局長からも、知事を中心にしてこれから誘致活動をやっていくというお話もございました。先日、私は長崎県の佐世保港と熊本県の八代港にお邪魔させていただく機会がございました。八代港は平成26年では1隻しかクルーズ船がなかったということですが、平成29年では既に70隻来るということ。それから近い将来、もう2年ぐらいますと、200隻ぐらいいクルーズ船を受け入れようということで話がございましたが、それだけ増やしていける要因の中の一つには、知事が先頭に立ってクルーズ船の受け入れ姿勢をやっていくと。これは、特に熊本県が特殊な例だったかもわかりませんが、熊本県の蒲島郁夫知事、知事も懇意にしてみえる知事とお聞きしておりますけども、この方が型破りとは言いませんが、すごい誘致活動をやったところがそのように繋がったとお聞きさせていただいたんです。

これからこのクルーズ船をもしどんどん受け入れていくような体制をつくっていくということであれば、港湾もそれなりの方針転換もしていかなあかんということになってくるかもわかりませんが、その辺のところでもし知事、少し御意見でもございましたらお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 熊本県の蒲島知事のセールスも伺っておりますし、近年増えているところは行政も含めたセールス体制というのが強力でありますので、これからしっかり体制を整えて、今までだと四日市港とか鳥羽港だけでありましたけど、先ほど観光局長も少し申し上げましたとおり、県全体で取り組めるような形もぜひ考えていきたいと思えます。

寄港するクルーズ船を増やすには、三重県の四日市港の場合は産業の物流でも使っていますので、それとの併用をしないといけないので、産業界の皆さんにも大変御理解をいただかないといけないことになりますので、そういう意思疎通とかも含めてしっかりやっていきたいと思えます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

四日市港が三重県の国際的な観光のゲートウェイになりますように、県内各地をつないで、今、知事が言われたように、行政と港湾が一体となってやっていただくように、また大いに御期待をいたしたいと思います。

次に進ませていただきます。文化財の保存と活用についてお伺いしたいと思います。

本県における文化財は、有形、無形全て合わせますと、本年5月時点で、国指定で532件、県指定で594件ありまして、ここにユネスコ世界遺産・無形文化遺産で本県に関係する登録としては、紀伊山地の霊場と参詣道と今回加わった山・鉾・屋台行事の2件ということでございます。

昨年度、ユネスコ無形文化遺産登録された桑名石取祭の祭車行事、鳥出神社の鯨船行事におきましても、先月は登録後、初めての行事が各地で行われました。

桑名石取祭では、豪華な装飾を施した祭車が鐘や太鼓をたたきながら地区を回り、最後には神社に参拝する渡祭で大変盛り上がりました。また、四日市市市富田地区の鯨船行事では、鯨船を大きく揺らして鯨を追い詰め、少年がもりでしとめると拍手喝采が沸き上がりまして、そんな行事も終わりましたが、来月は上野天神祭のダンジリ行事が開催されます。

このように多くの県民の方に楽しんでいただける文化財が県内には多くあるわけでございます。

また、私の地元の桑名市でも諸戸氏庭園がございまして、これは江戸時代の豪商山田彦左衛門の隠居所ということで、これを明治初期の初代諸戸清六が買い取って、庭園を整備して四季折々の美しさを一般に公開しておるということでございます。

このように文化財は、地域の皆さんやその地を訪れる皆さん方に地域の歴史や文化の価値を認識してもらい、魅力あふれる地域づくりの種となって、地域の活性化に寄与するものとなり得ております。これまで文化財の所有者や保存団体、地域住民の皆さんの尽力によって、文化財の保護とともに、その活用を図ってきていただいたわけでございますが、県からは先ほど御紹介

させていただきました文化財をはじめとした、国県指定文化財について、保存修理や活用整備などに対して、財政支援をしていただいております。

一方、先ほど言いましたように、人口減少、高齢化社会が進んでいる状況でございます。人口減少、高齢化によって、社会保障制度や経済活動など多方面に課題が発生しておりますけれども、文化財の継承においても発生をいたしております。文化財を継承する担い手がなくなることで、文化財を永く保存、継承する事が難しくなってきたり、いずれはそういう面では消滅してしまうような懸念もされておまして、現在取り組んでおるような文化財の活用も、これからはなかなか難しくなっておるというのも現実の問題でございます。

そのような中、現在、国の文化審議会文化財分科会企画調査会では、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用のあり方について検討を始めていただいております。8月に中間まとめが行われたところであり、年内に最終の取りまとめが行われた後に、国会に関連法案として提出される予定と聞いておりますが、この中間まとめでは、文化財について、幅広く調査、把握し、文化財の周辺環境も含めて総体として捉えて、継続的、計画的に保存、活用に取り組むとともに、次世代への継承や地域の活性化などに生かしていくことも必要であると。そして文化財の所有者に最も身近な自治体である市町村が地域住民等と緊密に連携しながら、地域一帯で計画的に保存、活用に取り組むことが重要である、このようにも明記されております。

具体的な取組としては、市町村が文化財を核として取り組むべき方向性や活用するための方針、保存、活用などの必要な措置や地域振興や地域防災など関連分野との連携も、市町村で企画をしていくわけでございます。

しかし、実際に計画を立てることとなった場合には、県内の市町は現状を見てどうでしょうか。まずは、基盤となる文化財について、しっかり調査、把握しなければなりません。

しかし、文化財といっても、建造物や古文書などの有形文化財、芸能や工

芸技術などの無形文化財など、名勝や史跡などの記念物など多種多様でございます。加えて、関連部局やNPO等の民間団体、商工会や観光関係団体などの幅広い関係者と活用についても協議、調整をしていかなければなりません。市町にとっても、少人数の職員で、高い専門性が求められる文化財行政を担当するには難しい状況であるというのが現在の状況ではないでしょうか。

そこでお伺いしますが、国が現在検討している、これからの時代にふさわしい文化財の保存、活用については、市町が大きな役割を果たすこととなりますが、県として支援することも必要と考え、県として市町に対して、この課題についてどのように支援をしていくのかお伺いしたい。

また、基盤となる文化財について、その文化財的価値を保つために、所有者への財政支援は引き続き必要であると考えますが、財政支援についても大変難しい状況でございますけれども、考え方をお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 文化財の保存と活用に関する県の支援、文化財保護への財政支援についての御質問でございます。

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土とのかかわりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

本県におきましては、こうした文化財を文化財保護法や三重県文化財保護条例に基づき指定し、次世代に引き継ぐための取組を所有者や地元市町等と連携して行ってきております。

具体的には、所有者や地元市町に対し文化財の保存に適切な修理方法の助言を行ったり、専門職員が配置されていない市町に対しては、史跡の管理活用計画策定や埋蔵文化財の発掘と保存などについて、技術的支援を行ってきているところでございます。

先ほど議員から紹介がございました、国で検討が進められております、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用のあり方についての内容が、現段階では確定しておりませんが、市町が基本計画を策定するとされた場合につきましては、これまでと同様に、必要な助言や支援を行っていきたく

考えております。

それから、財政支援についてのお話でございます。

文化財は、それを生かした魅力的な地域づくりができるよう、次世代に継承していくことが重要です。

本県では、国及び県指定文化財を対象に、経年劣化で修理が必要な建造物や美術工芸品、継承者不足から存続が困難となっている民俗文化財などを、適切に保存、継承するための支援を行っています。

毎年、文化財所有者等から修理等への要望が多く寄せられており、全て満足いただけるものではないかもしれませんが、緊急性等を勘案し精査し、県では平成28年度には51件の事業に対し、約1億700万円を支援いたしました。

本年度は、43件の事業に対し約9100万円の支援をする予定としております。

今後も、これまでに支援してきた文化財の修理等については、計画に支障を来さないように配慮するとともに、新たに修理が必要な文化財については、緊急性や重要性、修理計画の熟度等を勘案し、所有者等の要望にできる限り応えられるように努めていきたいと考えております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうも御答弁ありがとうございました。

今後の国の動向でいろいろまた御指導いただくことになろうと思いますが、よろしく願い申し上げます。財政支援のほうも本当に厳しい中で最大限努力していただいておりますので、ある面では感謝をされておるんじゃないかなと思います。

文化財といいますのは、先ほど言いましたように、国県指定で約1100件の文化財の指定がされておまして、私は桑名市だけしか申し上げなかったが、これは県全体の問題でございますので、例えば桑名市の諸戸氏庭園以外にも松阪市では国の重要文化財の旧松阪御城番長屋、年間4万人ぐらいの観光客があるそうで、津市では高田本山、これはお寺全体が重要文化財の指定を受けて、一般公開もされておりますし、伊勢市の旧賓日館、二見の夫婦岩のすぐ前のところや、伊賀市の松尾芭蕉の俳聖殿も重要文化財として活用されて

おりますので、この辺のところ全体で有形無形の文化財の御支援をいただいておりますので、人口減少社会の中で後継者がなかなか難しくなってきたという状況の中で、新たな施策を講じるときが来るかもわかりませんが、今後ともどうぞよろしく願いたいと思います。

それでは、最後に、北勢地区のインフラ整備について、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、伊勢大橋の改修の進捗状況でございます。伊勢大橋の拡幅を含む国道1号桑名東部拡幅事業は、現在県道の4車線拡幅による渋滞緩和、交通安全確保、そして何よりも昭和9年につくられ老朽化の著しい伊勢大橋のかけかえを目的に計画されておりまして、国土交通省により事業化されたものであります。

もともと伊勢大橋は自動車の普及に伴い、渡し船にかわり陸路の交通手段の確保としてつくられ、北勢地域を中心に三重県、愛知県、岐阜県の交流、産業振興に大きく寄与してきました。

現在は交通量が大幅に増え、大型車両の通行も多く慢性的な渋滞問題を抱えています。

こうした中で橋が完成した暁には渋滞が緩和され、住民生活はもとより、観光、物流面での貢献が期待されるところであります。

また、本年7月には少し事業が遅れておるかなという市町の心配もございまして、国道1号桑名東部拡幅促進期成同盟会が設立をされて、その促進に向けて御支援のお願いをしたところでございます。

そこで伺いますが、伊勢大橋の改修の進捗状況と今後の見込みについて御答弁をお願いしたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、国道1号桑名東部拡幅事業についてお答えさせていただきます。

国直轄事業である国道1号桑名東部拡幅事業は、伊勢大橋のかけかえを含む、延長約3.9キロメートルの道路整備を暫定2車線で行うものです。現在、

伊勢大橋のかけかえ工事が進められています。

当事業については、整備促進のため、これまでも桑名市と地元企業において、国への要望活動に取り組んでいただけてきました。山本勝議員をはじめ多くの県議会議員の皆様にも御出席をいただき、本年7月30日には、桑名市長を会長とし桑名商工会議所会頭を副会長とするなど、地元企業が参画した国道1号桑名東部拡幅事業促進期成同盟会が設立され、翌31日には早速、要望活動が行われるなど、地元において早期の整備が期待されている事業でございます。

伊勢大橋のかけかえ工事は平成27年度に着手され、これまでに全体で17基ある橋梁下部工のうち、12基が発注されています。このうち、既に9基が完成しており、工事に遅れは生じていないと聞いております。

県といたしましても、促進期成同盟会とともに、一日も早い完成に向け、あらゆる機会を捉えて、国に対し働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

〇47番（山本 勝） 県土整備部長、ありがとうございました。

私が遅れておると話したことでちょっと誤解をされたかもわかりません。以前のいろいろな資料では伊勢大橋はとりあえず2車線で着工してから5年、そして完成をしたら4年で旧橋を落とすという話をお聞きしましたものですから、いわゆるくわ入れしたのが平成27年9月19日ですけど、以前から既に着工していましたので、そんなところからすると、ちょっと遅れとるのかなということで話しました。ひとつ引き続き促進に向けて、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

それともう1点が海岸堤防の整備でございます。

（パネルを示す）これはこの間、9月26日の伊勢湾台風の58年目の地域の慰霊祭にお邪魔をさせていただきました。

（パネルを示す）そして、その夜には、風化したらいけないよということで、あかりプロジェクトという民間の団体が主催して、市とか各種団体を巻

き込んで、この現地の桑名市城南地区河川防災ステーションという国土交通省がつくってくれましたところで伊勢湾台風のつどいを開催しようというパンフレットです。

(パネルを示す) これは昼間、現地で竹にろうそくを入れて、夜に火をつけて9.26という字が浮かび上がるようにということでございます。

(パネルを示す) そして、これが夜の式典の始まりでございます。

(パネルを示す) そして、私が写真を撮ったので少し写りが悪いのですが、9.26がろうそくで映し出されるということで、中日新聞ではきれいに撮られておりましたが、一応こういうことでございます。

なぜ、このパネルを出させていただいたかといいますと、この地域は伊勢湾台風が襲来をして大変な地域で、今後、南海トラフ地震が想定をされますので、地震の影響等によって堤防の沈下とか、もし地震が起きるならば、大きな浸水被害が出るのではないかという心配もございます。

この地域は海拔ゼロメートルで、海拔マイナス1メートルかマイナス50センチメートルぐらいの地域でございますので、地域としても大変不安を持っておるわけで、この桑名地域の長島温泉のすぐ海側の海岸堤防は、ほぼ外側は完了して、今、中側でほぼ今年度中に完了するというところでございますが、城南地区海岸堤防につきましてはまだまだでございますので、その辺の進捗状況等について少しお伺いしたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(水谷優兆)** それでは、桑名地区の海岸堤防整備についてお答えさせていただきます。

桑名市内には木曾川と揖斐川に挟まれた長島地区海岸と、その南側に位置し、揖斐川と員弁川の間にある城南地区海岸の二つの海岸がございます。

先ほど議員からも御紹介がありましたように、いずれの海岸も背後地には海拔ゼロメートル地帯が広がっています。これらの地域では、台風などの風水害により、これまでも大きな被害に見舞われてきました。

また、大規模地震発生の際にも、浸水被害が懸念されております。

このような状況の中、この2地区の海岸では、堤防の高潮対策と耐震対策を進めております。

長島地区海岸約1400メートル区間では、本年度約220メートルの対策工事を行うことにより、全区間の整備が完了する予定でございます。

また、城南地区海岸では、約790メートル区間の整備に取り組んでいます。城南地区海岸の整備には、堤防の海側と陸側の両方の補強が必要です。平成28年度までには約90メートルの両側の整備が完了しており、本年度は海側、の約40メートルの整備を行っていく予定をしております。

このような海側と陸側を合わせた整備には時間を要します。このため、今後は海側の補強を先行し、背後地全域の安全度を段階的に高めるなど、整備方法の工夫をしたいと考えております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 県土整備部長、どうもありがとうございました。

長島地域では、ほぼ完了するというところで本当にありがとうございます。

あとは、この城南地域でございますけど、実を言いますと、この地域は58年前の伊勢湾台風では、長島地域では伊勢湾台風の襲来で371名の方がお亡くなりになっています。そして、私の住んでおります城南地域のところでは、今、説明がございましたけれども、202名の方がお亡くなりになっています。

そういう災害が起きると人命にもかかわる危険な地域でございますので、いろいろ努力をしていただいておりますということで、敬意を表させていただく次第でございますけれども、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

ここまで申し上げますと、三谷議員の地盤の木曾岬も58年前の伊勢湾台風では328名の方がお亡くなりになっています。

ですから、桑名と木曾岬で901名の方が伊勢湾台風でお亡くなりになったということで、私どもとしてもそういう状況下の中で住まわせていただいておりますということでございますので、今後とも県の御尽力を大いに御期待させていただきますまして、私の質問をこれで終結します。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続します。13番 彦坂公之議員。
〔13番 彦坂公之議員登壇・拍手〕

○13番（彦坂公之） どうも皆さん、こんにちは。新政みえ、鈴鹿市選出の彦坂公之でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

わかりやすく、レスポンスのよいやりとりになればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回4本質問を用意させていただきましたけれども、交通安全にかかわるもの、交通安全教育、ソフト面、あるいは道路の安全対策ということ、ハード面を2本用意させていただきましたので、まずこのことから若干触れておきたいと思います。

午前中、下野議員の登壇でもありましたけれども、21日から明日まで平成29年秋の全国交通安全運動が実施されています。毎日のように、交差点等におきまして、子どもたちの登下校時、交通安全指導されている全ての方々に感謝申し上げたいと思います。

今回の運動の県の重点に、横断歩道における歩行者優先の徹底、それと、全国の重点でありますけれども、子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢

運転者の交通事故防止、夕暮れ時と夜間の走行中・自転車乗車中の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、最後に飲酒運転の根絶であります。この運動を通して県民の交通安全への意識が高まればと思っています。

ここで飲酒運転根絶の本県の取組を私の愛読書でありますカー雑誌「ニューモデルマガジンX」という（現物を示す）マニアックな雑誌があるんですけども、この9月号に三重県の飲酒運転撲滅への記事が特集で組まれております。県警本部の方は、多分、くらし・交通安全課を通じて取材等々受けておられると思いますので御存じのことだと思いますけれども、若干紹介しますと、重大事故を引き起こす飲酒運転撲滅へ依存症診断条例化した三重県で効果とありまして、内容は、飲酒運転死亡事故ゼロを実現しようと孤軍奮闘しているのが三重県で、そのかいあって県内の飲酒運転事故死亡者数は2010年の6人から2016年には1人に減少した。

その原動力となったのは、飲酒運転違反者に義務付けたアルコール依存症に関する受診義務化であり、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例、そして三重県アルコール健康障害対策推進計画を定めたことで、大変高い評価を受けているということでもあります。

2009年の道路交通法の改正により、飲酒運転が厳罰化されたわけではありますが、年を追うごとに効果が薄れつつあるのが現状なんだろうと思っています。本県の取組がこうして取り上げられたことを大変うれしく思いましたので、お話しさせていただきました。

それでは、本題の質問に入りたいと思います。

まず、交通安全とは全然関係ないんですけども、三重県環境保全基金について質問したいと思います。

この三重県環境保全基金は、地域に密着した環境保全計画づくりを進めるため、国の補助を受けまして、平成2年に創設された地域環境保全基金、そして平成13年から法人県民税の超過課税、そして産業廃棄物を県内に設置されております産業廃棄物の最終処分場、または中間処理施設へ搬入すること

に対して課税する産業廃棄物税で構成されております。

実は私、3月の予算決算常任委員会総括質疑におきまして、今年度予算の財源確保策として、一般職員の給与減額を平成29年度から31年度までの3カ年に分けて実施することに伴い、30年度及び31年度の2年間の給与減額分に相当する金額について、この三重県環境保全基金から一時借入するという事で、18億438万8000円について質疑させていただきました。

質疑内容は、三重県環境保全基金からの借入とは具体的にどのようなものなのか、制度的に問題はないか、そして地域の環境保全の推進のためにいう思いで、税を納めている納税者への説明責任をどう果たしていくかについて、質疑させていただきました。

総務部長からは、今回の措置は、あくまで借り入れであり、基金そのものを取り崩すものではない。一部の基金を除く基金条例において、「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」とあり、制度的に問題がない。したがって、年度内に支障を来さないよう繰り戻すと答弁をいただきました。

異例な措置ではありますが、緊急避難的な措置として理解したところであります。

また、納税者の方々への説明については、あくまで借り入れであって、基金そのものを取り崩すものではない、かつ、先ほども申し上げましたけれども、年度内に繰り戻すということをしっかり納税者の方々に説明してまいりたいという答弁だったと思います。

あれから今年度の予算がスタートして、半年が経過するわけですがけれども、納税者の方々にとどのような説明をされたのか、まず総務部長に伺っておきたいと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 今年度当初予算におけます環境保全基金の借り入れについての説明ということでございます。

平成29年度当初予算で行った環境保全基金からの借り入れは、基金を目的外に使用するために取り崩すものではなく、基金条例に基づいて行う繰替運用であり、平成29年度内に、その全額を基金に戻す必要があります。

このため、今後の補正予算において、平成28年度決算剰余金や今年度の歳出不用額等により、平成29年度当初予算において借り入れた18億円を全額、基金に戻すことを予定しており、基金を活用した事業の実施に支障を生じることはないものと考えております。

これまででも当初予算の記者発表の場や議会において、基金の繰替運用については一定の説明責任を果たしているものと考えていますけれども、納税者等からいただいた御意見には丁寧な説明に努めるとともに、今後の補正予算や改めて借り入れを行う平成30年度当初予算においても、記者発表等を通じて県民の皆様には説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） ありがとうございます。

今後もしろんな場面を通じて納税者に説明責任を果たしていただけるといことでございますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りますが、このパネルをござらんください。

（パネルを示す）これが三重県環境保全基金の残高の状況であります。冒頭申し上げましたけれども、基金の概要としては地域環境基金、これは平成2年に国の補助2億円、県が出資した2億円、法人県民税の超過課税分、そして産業廃棄物税分ということであります。

本来、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事業を実施するもので、超過課税分は毎年3億円強で推移しておりますし、産業廃棄物税、廃棄物を県内に設置されている、最終処分場や中間処理施設への搬入することに対して課する税、重量1トン当たり1000円、年度ごとに、山谷ありますが、10億円を超える額で最近では推移しています。

本年度末の見込みは、先ほどのパネルにもありましたように、21億円となっております。今後この基金の見込みについて、どのようにシミュレーションされているのかまず伺います。

また、環境保全基金を一般会計予算の借入対象としたのは、環境保全基金が余り活用されていないあかしだろうと考えられるわけであります。活用されていない部分があるのなら、私の直感的な考えですが、税率を下げるのが先ではないかというふうに思いますけども、この辺についての御所見を伺いたいと思います。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） それでは、産業廃棄物税分に係る今後の収入の見通し、さらには税率引き下げにつきまして御答弁申し上げます。

まず、先ほど議員から御紹介いただきました、環境保全基金全体でございますけれども、環境保全基金につきましては、地域に根ざした環境保全活動を展開するために設立した地域環境保全基金、法人県民税の超過課税分、そして産業廃棄物税分を積み立てており、平成29年度末では、先ほどパネルで御紹介されておりましたとおり、基金残高が約21億円となる見込みでございます。

このうち平成14年度に導入しました産業廃棄物税につきましては、毎年度2億円から3億円の税収となっております。

しかしながら、平成27年度に県外企業からの産業廃棄物の搬入が一時的に増加したことに伴い、翌28年度の税収は5億円を超え、平成28年度末の産業廃棄物税分の積立額は約13億円となっております。

今後の税収見込みでございます。産業廃棄物税制度の導入によりまして、県内企業の産業廃棄物の最終処分量は、導入前の90万トンから、導入後は30万トン程度にまで削減されており、最終処分量の削減に一定の成果があったものと考えております。

県内企業の最終処分量につきましては、このような税制度導入による誘因

効果や、税を財源とする発生抑制、再生、減量などの取組を促進することにより、さらに減少していくものと考えております。

また、県内の産業廃棄物多量排出事業者からの聞き取りにおいても、今後、減少する見込みとなっております。

一方、県外企業につきましては、近隣府県に新たに最終処分場が建設されたこともあり、今後は県外からの搬入量は減少し、税収も減少するものと見込んでございます。

税率の見直しでございます。三重県廃棄物処理計画では、平成32年度における県内企業の産業廃棄物の年間最終処分量の目標値を23万4000トンと設定しておりますが、平成28年度における最終処分量は27万4000トンと目標値を上回っております。引き続き、最終処分量の削減等に向けた取組が必要であり、当面現在の税率にて制度運用を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） トレンドとしては下がっていき、県外からの搬入も減少していくということであって、他府県との税金の差異は搬入にも大きくかかわってくる可能性もあるわけでありますので、今後ウォッチしていきたいなと思います。

この産業廃棄物税の主な使途なんですけれども、本年度分ということで捉えてみますと、環境生活部で不法投棄等の未然防止・是正で5500万円、最終処分場の緑化等環境改善で4750万円など、トータル約2億4000万円、雇用経済部では、産業廃棄物抑制事業費補助金で2400万円、農林水産部では畜産物供給体制構築事業費で280万円の産業廃棄物税を使った額、合計2億4000万円となっています。基金残高からすると、この予算額がどうなのか、私は少ないと思っています。

納税されている方々は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築、次の世代に豊かな環境を引き継ごうという思いで多分税金を納めてみえると思います。今後は企業の排出抑制であつたりだとか、リサイ

クルへの取組等々の支援ために、もっと基金を有効に使っていてもいいんじゃないかなと思っていますけれども、所見をお願いいたします。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） それでは、産業廃棄物税の有効活用につきまして、御答弁申し上げます。

産業廃棄物税の活用に関しましては、これまで、県内企業から排出される産業廃棄物の減量や再生利用のための設備導入、資源化のための研究費用等への補助金交付などを行い、汚泥の減量化や食品残渣の有効利用などの取組が進められております。また、このような成功事例を県内企業へ展開していくためにセミナーを開催し、産業廃棄物の発生抑制や再生、減量化の取組を推進しております。

あわせて、最終処分場周辺地域の環境改善を図るため、処分場周辺地域の緑化や道路整備等の住みよいまちづくりのための基盤整備を行ってまいりました。

このほか、産業廃棄物の排出事業者を中心とした電子マニフェストの普及や、産業廃棄物の処理業者に対しましては、優良認定業者の育成を図るための事業を行い、県内の産業廃棄物の適正処理を推進してきたところでございます。

しかしながら、近年、産業廃棄物の排出量や再生利用率が横ばいで推移していること、排出事業者向けの補助事業の活用も減少していることから、排出事業者で構成する団体の方々などの御意見をいただきながら、中長期的な視点で産業廃棄物税の活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） ありがとうございます。

補助事業について、中長期的な視点に立って今後考えていきたいということで、いろいろな企業とおっしゃいましたけれども、三重県産業廃棄物対策推進協議会ということで、県内の企業だったり事業所のある34の企業、あと

4つの団体が入っておられる組織体だと思いますけど、ぜひこれらの協議会のメンバーからいろんな意見聴取をしながら、有効的な活用に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、質問の2点目、燃料課税の抜本的な見直しに移ります。

これは昨年12月に自動車関係諸税の抜本的な見直しについて質問させていただきました。今回は、これら自動車ユーザーに過剰な税負担を強いる税のうち、燃料課税に特化して質問、提案したいと思います。

パネルをごらんください。（パネルを示す）

これは、油種別に課せられている税の一覧です。今回取り上げますのは、この当分の間という非常にわかりにくい表現の税率であります。

平成21年の旧道路特定財源は道路整備目的があったわけでありましたが、これが一般財源化されました。既に課税根拠が喪失しているわけでありすけれども、その暫定税率の廃止後も、言葉のあやで暫定というわけを必ず切らなければいけないイメージがありますけれども、当分の間という、だからだらといつまであってもいいやという感じの名を変えて、まだ残っているということでもあります。

特に、この軽油引取税です。本則税率よりもリッター当たり多く課せられているということでもあります。これらの例については直ちに廃止して、負担軽減を図るべきと考えています。

このことは、先月末から今月の初めにかけて、私ども新政みえで各種団体の皆様方と懇談会を開かせていただきました。幾つかの団体から要望いただいている内容であります。

しかし、これには税制改正が当然必要でありますので、地方でどうこうすることはできないわけであります。

そこでお尋ねです。県におかれましては、毎年、国に対して、次年度予算の確保に向けた要望活動を実施していただいております。この中に、私の考えと少し違うんですけど、車体課税の抜本的な見直し、簡素化、負担軽減を図るべきという項目がございます。ぜひ、この中に県のスタンスとしては、

車体課税の見直しにおける代替財源の確保を盛り込んでいただいておりますわけでありまして、ぜひ燃料課税の抜本的な見直しも含めていただきたいと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 軽油引取税の当分の間税率についての問い合わせでございます。

燃料課税として、県で課税しております軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設され、昭和51年度からは、その税率を引き上げる形で、先ほどお話がありました暫定税率が導入されました。

その後、平成21年度税制改正により、道路特定財源から一般財源になったところでございます。

現在の税率は、地方税法本則で1キロリットルにつき、1万5000円となっておりますけれども、いわゆる当分の間税率として、1キロリットルにつき、3万2100円とするとされているところでございます。

軽油引取税の当分の間税率は、地球温暖化問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国、地方の厳しい財政状況等を踏まえ、平成21年度の道路特定財源の一般財源化後も、国において維持することとされたところでございます。

本県においても、軽油引取税の税収は、平成28年度決算で、約211億円となっております。県税収入全体の約8.6%を占める貴重な財源となっております。

仮に、当分の間税率が廃止されますと、110億円余りの減収になると見込まれます。

減収規模が大きいことから、地方財政制度の中で、減収に見合う代替財源を確保していくことは困難であると見込まれ、極めて厳しい本県財政状況の中では、行政運営に支障を来す事態となりかねません。

県といたしましても、県民等のニーズの高い道路等のインフラの老朽化対策、人口減少社会における地方財源の確保等の必要性を踏まえ、引き続き現

行税率を維持することが適当であると考えております。

そのような中、軽油引取税の当分の間税率の廃止について、国に対して要望していくことは、極めて困難であるというふうに考えております。

なお、昭和51年度に軽油引取税に暫定税率が導入されたことに伴い、営業用バス及びトラックの輸送コストの上昇の抑制等に資するため、運輸事業振興助成交付金制度が設けられ、県が関係団体に対して支援を行っているところでございます。

本県といたしましては、引き続き、関係団体のニーズを踏まえ、効果的な支援を実施していくとともに、道路整備や企業誘致など運輸事業に資する産業振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） 国への要望はできないと、当分の間の税率をもしやめた場合に110億円ぐらい県財政に穴があくということで、財政を預かる総務部長としての気持ちは非常によくわかるわけでありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、極めて不条理な税であります。

もう一つ、つけ加えますと、燃料課税に加えて消費税がかかっているわけであります。これの二重課税も非常に問題と捉えております。

実は、燃料課税については非常に悲しい歴史があります。と申しますのは、平成元年に消費税が創設されたときは、公平・中立・簡素の観点から、燃料課税を除く全ての個別間接税について、廃止もしくは軽減措置が実施されています。

廃止された税でいいますと、物品税、電気税、ガス税、砂糖消費税等であり、軽減された税では、酒税、タバコ消費税、料飲税などがありました。燃料課税だけは、特定財源であることを理由に、廃止や軽減措置が実施されてこなかったということでもあります。

さらに、平成9年に消費税の率引き上げ、これは3%から5%に引き上げ

られたわけでありますけれども、このときも消費税創設時と同様、軽減など何ら措置も実施されませんでした。

私は国への要望に加えていただきたいというのは、やはり地方の声としてぜひ、総務部長は今、無理だとおっしゃいましたが。国に対して出す要望というのは、三重県に何らかの効果、要はメリットがない項目でないと、なかなか要望できないという裏返しになるんだらうと思いますが、昨年も言いましたが、三重県の車の保有台数は、1世帯当たり1.46台ということでありますので、全国的に見ても14位であります。県民の生活や地域産業に必ずプラスになるんだらうと思っておりますので、できないということでもありますけれども、ぜひ今後も考えていただきたいなということを求めて、この項については終わりたいと思います。

次に、三重の三ない運動についての質問に入ります。

三重の三ない運動とはなんぞやということでもありますけれども、高校生にバイク、自動車の運転免許の取得、車両購入、運転を禁止するため、免許を取らせない、買わせない、運転させないというスローガンを掲げた社会運動であります。

歴史をひもといてみますと、1980年代、非常にバイクブームでございました。全国で当時、360万台ぐらいのバイクが道路にはびこり、交通事故の増加、そして暴走族による危険運転、騒音などによりまして、バイクイコール危険なものとのレッテルが貼られまして、社会に否定的なイメージが非常に広がりました。1982年の全国PTA連合会の決議文として、全国で三ない運動を推進していこうということが決まりまして、その後、各都道府県のPTA、あるいは教育委員会が中心となり推進してきたものであります。

確かに、教育現場や保護者の感情として、当時は何とかしたいという考えは一定理解するものであります。

このパネルをごらんください。（パネルを示す）

これは県内の県立高校におきまして入学時に、生徒あるいは保護者に配られ、「あなたのいない 未来をつくらない」ということで、三ない運動を

やっていますよと周知しているパネルであります。

しかしながら、一方で最近は、もともとそうですが、16歳以上であれば道路交通法で免許取得が認められておりますこと、公共交通機関が未整備な地域でバイクが有効的で合理的な交通手段であること、特に地方においてバス、鉄道など赤字路線の廃止が深刻な問題となりまして、バイク通学の必要性が高まったこと、もう一つは禁止ではなく、乗せて適切な指導を行うべきという専門家からの意見等々が提唱され、ああ、そうだなと納得する方々が増えてきたということでもあります。

また、1994年だったと思いますけども、福島県におきまして、バイクを運転中の高校生が、警察でなく生徒指導教員の取り締まり車に追われて事故死をした事件が発生しました。これは大変大きな社会問題になり、この三ない運動に対する社会的批判が高まったなどの理由から、1997年の全国高等学校PTA連合会において、三ない運動を全国決議文から宣言文に変更し、2012年の全国高等学校PTA連合会大会では宣言文でもなく、かわりに今後は自転車、歩行者も含めたマナーアップ運動に切りかえることが発表されました。要は、三ない運動は大きな転換期を迎えたわけであります。

言いかえれば、高等学校のPTA主体の三ない運動は事実上、終わっているということでもあります。

決議文がなくなったことから全国の教育委員会では独自に設定されるようになりました。

しかし、まだ現在においても、高校で原動機付自転車の免許取得が事実上禁止されているところが多いわけです。2015年の調査ではありますが、全国で4割の高校が認めている一方、いまだ6割が認めていない現状にあると伺っております。

先ほどチラシを見ていただきましたけども、このチラシから明らかなおり、いまだ本県においては三ない運動を堅持されている。交通手段の関係で、一部認めている高校もあるわけでありませうけれども、そこで三重県における三ない運動の現状とこれまでの運動の評価をどう捉えているのか教育長にお

伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 本県における三ない運動の現状、運動の評価についての御質問でございます。

本県では、高校生のバイクによる交通事故が増加したことを背景に、昭和53年から県高等学校PTA連合会を中心に、三ない運動を推進しています。入学時には、県高等学校PTA連合会と連携して作成したリーフレット、先ほど議員から表面を御紹介いただいたものですが、これを用いまして保護者及び生徒に趣旨を説明し、この運動の理解と協力を求めています。

また、長期休業前には集会等で、バイクに乗らないよう注意するなど、交通安全指導を行っています。

評価の点についてでございます。三ない運動が始まる前年の昭和52年には、県内の高校生のバイクによる死傷者数は423人でしたが、その後の運動の展開により減少し、平成28年には21人となっています。

このように、バイクによる死傷者数が減ったことに加え、三ない運動を進める中で、交通事故の危険性について訴えてきたことにより、高校生の交通安全に対する意識が高まってきていることについては、評価をできると考えております。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） 三重県では昭和53年から推進しているということで、いろんな機会を捉えてバイクの危険性とかを含めた交通安全指導をやっておられるということですが、昭和52年の423人の死傷者から平成28年は21名に減ったと。

乗せてないんだからこれは当たり前数字なんですよ。要は、乗せてないので増えるほうがおかしいわけです。

そういうことなので、評価としては大変よかったという話なんだろうと思いますけれども。

次の質問に入りますけど、9月16日、群馬県前橋市におきまして第5回バ

イク・ラブ・フォーラムが開催されました。私は参加してまいりました。

バイク・ラブ・フォーラムとは経済産業省がバイクの交通安全活動のあり方や、バイク市場の活性化を目的に、地方公共団体やバイクにかかわる団体等が核となりまして、2013年に創設されたフォーラムです。

バイク産業の衰退ということでもありますけれども、あの仮面ライダーですら、ライダーという名前がついているのに最近は四輪に乗っているという世界でありますので、いかにそういうことかということでもあります。

こちらのパネルをごらんください。

(パネルを示す) バイク・ラブ・フォーラムの構成団体一覧です。

経済産業省、そして三重県、モータースポーツ都市宣言をやる鈴鹿市、熊本県、静岡県、磐田市、浜松市と、これが地方公共団体です。形から入る私にとっては、経済産業省の横に三重県があるのは非常にうれしいなど。静岡県、熊本県を押さえて三重県が並んでいるというのは、個人的には大変うれしいわけでもありますけれども、毎回、県庁からも関係職員の方が参加していただいていると伺っております。

そして、2013年に創設されたということを示し上げましたけれども、この記念すべきキックオフの第1回フォーラムが、私の地元の鈴鹿サーキットで行われました。知事にも来ていただきました。

知事が前、国で仕事をやっているときに、非常にお世話になった方や懇意にされている方が核となってやっているということで、大変熱いスピーチをお伺いしましたし、舟橋議長にはバイク・ラブ・フォーラムらしく、さっそうと二輪にまたがって参加していただきました。

今回のバイク・ラブ・フォーラムは、バイク産業成長戦略の一つとして、二輪車産業政策ロードマップ、多分、三重県、かんでもらっていると思えますけれども、これであったりだとか、あと二輪車の安全装備の紹介、ヘルメットであるとか、胸につけるプロテクター、そして安全講習で、安全で安心な二輪車の醸成を図ろうということ、そして各自治体の二輪車にまつわるいろんな話題も実は紹介されてまして、三重県でいくと県の南部10市町で取り組

んでおりますバイク旅ガイドが紹介されておりましたし、鈴鹿市で言うと、二輪のレーサーによる小学校での出前授業も紹介されておって、こういった社会との共生の実現ということで行われましたし、そしてもう1点は今質問しております三ない運動廃止等の事例発表が行われました。

三ない運動の廃止については、群馬県での取組が紹介されておりました。内容につきましては、当時群馬県では交通事故発生率が非常に高どまりしている。特に初心者運転、要は免許を取得してから1年未満の事故発生率は、長年全国ワースト1であるといった現状から、高校生の段階で交通安全教育の重要性を認識して、これまでずっと堅持していた三ない運動を見直し、乗せて教えることに切りかえ、生徒が交通社会の一員として責任ある行動がとれるよう教育することを群馬県交通安全条例に書き込み、そして交通安全教育アクションプランを策定したとのことであります。

これらの取組によりまして、初心者運転の事故率が低下したと。そして、私はこれも驚いたんですけども、実は自転車事故も激減したということであります。さらに、二輪車安全運転全国大会において、群馬県代表の高校生が優勝する等の効果があらわれているということでした。

もう一つは、埼玉県の事例も発表がありまして、今、埼玉県では、三ない運動について、廃止も含め見直す方針を示して、県教育委員会が検証組織を立ち上げているということであります。これはPTA、警察、そして有識者等々をそのメンバーに加えて、今、検討に入ったということであります。

そこで本県においても、三ない運動を見直して、高校生への交通安全教育は、他府県もやっているように、乗せて教えるべきと私は考えるわけでありまして、今後の方向性について教育長の御所見をお伺いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 三ない運動の今後の方向性についての御質問でございます。

県立高等学校では、学校安全計画に基づいて交通安全教育に取り組んでいます。その一環として関係機関の協力を得て自転車点検を行ったり、登下校

時の交通安全指導を行っています。

また、警察による交通安全講話や、事故の再現ビデオを用いた自動車学校による安全指導などの交通安全教室を実施しています。

議員からも他県の状況等を御紹介いただきましたが、近年、交通手段や社会情勢など高校生を取り巻く環境は大きく変化しており、学校が生徒の免許取得を妨げないという新しい方針のもと、実際にバイクの乗車指導を行うなど、交通安全教育を推進している県や、三ない運動を堅持している県など、他県の状況は様々でございます。

県教育委員会としましては、子どもたちが交通事故の被害者にも加害者にもならないことを目指す交通安全教育を進めていきます。そして、他県の状況も参考にして、学校や県高等学校PTA連合会から話を伺いながら、三ない運動のあり方については研究していきたいと考えております。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） 私が先ほどから述べているように、教育長も環境が大きく変わったということは、認識していただいているところだろうと思います。

他県の例も参考にしながらPTAだとかいろんな関係の方々とは今後、研究をしていきたいということでもあります。

時期を聞くのもあれなので、ぜひ早めに立ち上げていただいて、越えなきゃならないハードルは少なくはないんだろうと思っています。実は私、この質問の前に県立高校の校長先生と話をさせていただいたときに、学校サイドとしても越えなきゃならないハードルが幾つかあるということで、例えば高校生となりますと、体育会系だとか先輩後輩の関係から免許取得して乗っているバイクを貸してくれなんて話があって、そういったときの手当てだとか、非常に難しい問題も多々ありますということでもあります。

研究会を立ち上げていただけるということなので、ぜひ早急に立ち上げていただきまして、来年のバイク・ラブ・フォーラムでは、三重県の事例ということで、教育長、そして警察本部長がステージの上に並んでいただいて、

パネルディスカッションに参加していただくことを夢に描いておきたいと思
います。

長いこと三不在運動の中で多感な中高生時代を過ごしてきた世代は、バイクは危険な乗り物というイメージが焼きついているのですが、実は1万台当たりの交通死傷者で見ると、四輪のほうが圧倒的に多いんですね。こういうことも指導する。そして、私が尊敬する本田宗一郎は、教育の名のもとに高校生からバイクを取り上げるのではなく、バイクに乗る際のルールや危険性を十分伝えるのが学校教育ではないかと言っております。

先ほど申し上げましたように、三重県はバイク・ラブ・フォーラムの核となる構成団体であります。これは新しくできたガイドですね。（現物を示す）バイクをどんどん呼び込もうと。バイクで来ていただいで、三重県をどんどんPRしていこうという、来てもらおうよという取組をやっておるわけでありますので、ここで三不在運動をやるというのは、私はどうもちよつと矛盾を感じるわけであります。

したがいまして、教育長、早急に立ち上げていただいてぜひ三重県から三不在運動がなくなって、先ほどから何度も繰り返しますが、高校生がバイクに乗って、交通安全の啓発活動をきちっとやっていただいて、交通事故がなく若者が生き生きと過ごせるような県になってほしいなという思いでありますので、ぜひ立ち上げを早急をお願いしておきたいと思います。

最後に、高速道路、自動車専用道路における暫定2車線の安全対策についてお伺いします。

国土交通省によりますと、これら暫定2車線区間は、地方からも早くしろなんて言われて、開通を早くするために4車線化までの一時的な措置として整備された区間であり、有料の高速道路は全国で約9300キロメートルあるわけでありますけれども、そのうち約2500キロメートルが暫定2車線でありませ

このうち、既に4車線化の工事に入っております区間を除いて、完全に片側1車線の対面通行になっている区間が1700キロメートルだそうであります。

県内におきましては、（パネルを示す）このパネルを用意させていただきましたけれども、国土交通省やNE XCO管理の高速道路、自動車専用道路が総距離254.1キロメートル走っているわけです。このうち、暫定2車線区間、この黄色で塗ってあるところでありまして、この距離が73.9キロメートルとお伺いしております。

暫定2車線といったら皆さん通ったことがあると思いますが、こういった道路であります。

これらの区間においては、次のパネルを用意させていただきます。（パネルを示す）大半は中央部の目印として、寸法はいろいろあるわけでありまして、このラバーポール、非常にやわらかいもので、車でくっくと押せば横へ出られるような代物で、ソフトタイプのポールが設置されております。

こういった対面通行の高速道路におきまして、飛び出す事故が後を絶たなくて、ちょっと古い新聞で2015年のデータですが、全国で334件起こっています。そのうち73件が死傷者が出ているということでもあります。

県内においてはどうか。（パネルを示す）警察本部で資料をいただいたのですが、見てもらっているとおり、実はこれだけはみ出て、死亡事故も時として起こっているということでもあります。

さすがにこれはまずいなということで、国土交通省は中央にはみ出しを防止するためのワイヤーロープ、（パネルを示す）ロープだけではなくて、手法が4通りぐらいあるようです。一般的にいうガードレールのようなものもありますし、コンクリートの壁を設けたり、いろいろ工夫があるわけでありまして。こういったことで今、対策を講じつつあるということでもあります。

そこで、県内の高速道路、自動車専用道路の暫定2車線の現況と今後の見込み、国管理、そして県の管理道路ということでは、幾つかあるんだろうと思っていますので、それぞれの道路についての対応、今後の予定についてお伺いをしたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、高速道路等の安全対策についてお答

えさせていただきます。

高速道路等の暫定2車線供用区間では、先ほど議員から御指摘もありましたように、反対車線を通行する車両との事故が多く発生しております。高速道路の暫定2車線区間における正面衝突事故防止対策として、先ほどスライドでも御紹介いただいたように、ラバーポールにかえてワイヤーロープの設置が試行されております。

国は、この試行の検証を平成29年度から全国において約100キロメートルの区間で行っています。県内では、紀勢自動車道の勢和多気インターチェンジ～大宮大台インターチェンジ間のうち、延長1.1キロメートルが対象となっております。

検証項目は、事故防止効果に加えて、走行性、維持管理性、非常時の緊急対応などです。

国では、検証結果について、高速道路の正面衝突事故防止対策に関する技術検討委員会の技術的助言を得ながら、本格導入について判断するとしております。

県管理道路におきましても、同様に暫定2車線区間においては、ラバーポール等での上下線の区分をしております。これらの県管理道路への適用につきましても、国による検証結果を見て判断していきたいと考えております。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） 平成29年度、全国で約100キロメートル区間で、県内においては1.1キロメートル、紀勢自動車道において今、テストしているということであります。

この結果というのは、いつごろ出て、その対策はいつごろ始まるというふうに、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

○県土整備部長（水谷優兆） 先ほど言いましたように、いろいろな効果というか、検証項目がございますし、それらの項目については、ある意味、事故の発生状況を見ながら確認できる部分があるので、現時点においていつとい

うことについては、国からもまだ確認をしておりません。

以上でございます。

〔13番 彦坂公之議員登壇〕

○13番（彦坂公之） 事故の発生状況を見るというのも変な話でありますけれども、国が試験的にやっている区間を検証して、今後手を打っていくということでもあります。

私も大宮のあたりを走ったことがあるんです。あの道路は70キロ規制なんですけど、ラバーポールに比べて圧迫感が走っててあります。圧迫感があるんですけども、スピードを落とさせるような効果もあるんじゃないかと思っていて、大変いいなというふうに思っています。

いずれにしても、これから高齢化社会を迎える中で、反対車線にはみ出る事故の原因というのは、わき見なのか、居眠りなのかよくわかりませんが、そういったリスクを一つでも減らしていくというのが大事なことなんでしょうと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は交通安全にかかわるものも含めて質問させていただきました。今、車は、ドライバーの安全を守ったり、人とぶつかったときの歩行者を守ろうということで、日々進化しています。これに加えて、いつも車社会で生きる私たちは、ぜひ交通安全に対する意識も進化させていかなければならないと思いますし、最後に申し上げたとおり、道路といった施設的にハード面に対応できる部分は進化させていく必要があるということをお願いして、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 27番 北川裕之議員。

〔27番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○27番（北川裕之） 皆さん、こんにちは。

昨日から今日にかけていろいろとありますけれども、我が会派、新政みえで私だけがたった一人、昼食、プリンスカレーでした。余り意味はないんですけども、午前中の山本勝議員のネタを少し頂戴をいたします。

新政みえ、名張市選出の北川裕之でございます。よろしくお願い申し上げます。

ます。

天高く馬肥ゆる秋ということで、今日も本当にすがすがしいいい天気でございます。

一方で突然の衆議院解散総選挙ということで、馬肥ゆるどころか、馬車馬のごとく、これから動かないかんのかなという、ちょっと残念な気もいたしますけれども、そんなことは忘れて今日はさわやかに頑張らせていただきたいというふうに思います。

1番目の項目は、県民の命と健康を守るためにということでございます。

知事もそうでいらっしゃいますけれども、午前中には子育て世代の下野議員が子育て支援についていろいろお話をいただきました。私は、そろそろ孫育ての世代でございますので、糖尿病や心筋梗塞、脳卒中等が気になる世代になってまいりますので、そういう世代に合った質問をさせていただきたいというふうに思います。

1番目は、市町の健康づくりの取組を支援する県の役割についてということでございます。

御承知のとおり、市町村が運営を担っている国民健康保険は平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律によって、平成30年度から都道府県も運営に加わることとなりました。これによって、都道府県は国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営の中心的な役割を担うこととなりました。

現在は、平成30年度に円滑な新制度に移行できるよう、県内市町等と様々な協議が進められている段階と思います。市町の保険料の算定や上がる、下がるなど、いろいろ心配される課題も多いわけですが、今日はそうした面ではなく、国民健康保険の健全な財政運営のため、もっと言うならば、県民の命と健康を守るためには欠かせない市町の健康づくりの推進を県としていかに支えていくか、その観点から質問したいと考えます。

今回の国民健康保険制度の改革に当たって、国は公費による財政支援を幾つか構築してきました。

まず一つ目のフリップをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）国民健康保険の制度改革に当たって、国は毎年3400億円の財政支出を予定していますが、この表にありますように、既にされている1700億円に続いて、平成30年度からはさらに1700億円の財政支援を予定しています。

その中に、保険者努力支援制度があります。保険者機能をより発揮しやすくする等の観点から、国民健康保険においては平成30年度から保険者努力支援制度が創設され、例えば糖尿病重症化予防などの取組を客観的な取組指標で評価をし、その達成状況に応じて支援金を交付するなど、保険者として予防、健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う自治体に対して、特別調整交付金が交付される仕組みがつけられました。

医療費の適正化という聞こえはいいですが、またまた医療費抑制の話かと、インセンティブによる政策誘導で市町を競争させるのかという議論はありますが、今日はあえてその議論は封印し、あくまでも市町の健康づくりの推進は何よりも住民の命と健康を守ることに繋がっていくということで、その観点での議論にさせていただきます。

続いて二つ目のフリップをごらんいただきたいと思います。

（パネルを示す）この保険者努力支援制度では、11の評価指標というものが定められているところです。

左側の青いところにあるのは保険者共通の指標です。特定健診、特定保健指導の実施率やメタボ該当者予備軍の減少率、がんや歯科疾患の検診実施状況、糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況、広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況などが定められています。

右側の赤いところは国民健康保険固有の指標です。収納率向上の取組やデータヘルス計画の策定などが定められているところです。

そして、この指標に基づいて実施率や達成度が点数化され、交付金算定に使用されます。

厚生労働省の考え方では、国民健康保険が都道府県単位化される平成30年度から700億円をこの制度に充てる計画をしていますが、これに先立って平

成28年度、平成29年度から前倒しをして部分的に実施が進められています。
ちなみに、平成28年度分は150億円、平成29年度分は250億円となっています。

続いて次のフリップをごらんいただきたいと思います。

(パネルを示す) さて、ここでこの表、ちょっと見にくいのでお手元をごらんいただかなきゃいけないと思いますけれども、平成28年度、前倒し分の都道府県別の成績表が既にでき上がっていて公表されています。

都道府県別の平均獲得点を棒グラフにしたものですが、三重県は真ん中ぐらいにありますね。トップは254.87点を獲得した新潟県、次いで長崎県、佐賀県となっています。最下位は159.88点の秋田県、続いて東京都、そして166.59点の三重県となっています。三重県は45位でございました。

ちなみに、三重県内の市町交付額合計は約1.9億円というふうに聞かせていただいております。150億円ですから、一般的に三重県は100分の1というレベルがよく言われるわけですけど、そういう意味から言うと、決して極端に低いというわけではありません。

しかし、事情を聞かせていただくと、その下に東京都があるということで、東京都が下じゃなかったら、もっと金額が厳しかったかなと、そんなお話も聞かせていただいているところです。

平成28年度、29年度分の前倒し分は市町のみへの交付ですが、30年度からは都道府県も交付対象となります。

制度は始まったばかりで、お聞きすると特に指標の実施率や達成度、その見込みについて市町の判断がばらばらで、より高い点数がとれたのにもかかわらず、みすみす低得点になってしまっているような項目もあり、県としてもこの状況を受けて市町との協議を行い、既に平成29年度、30年度分の申請についても対応いただいているというふうにはお聞きしております。

ただ、交付金の多い少ないもさることながら、今、大切なのは国民健康保険の都道府県単位化という流れの中で、県民の命と健康を守っていくために、どういう役割を県が担っていくべきなのかをしっかりと考えることだと思います。

(パネルを示す) 次の表は先ほどの点数表、棒グラフ、指標別に色分けが

されています。

これもテレビをごらんいただいている方にはちょっとわかりにくいかもしれませんが、上位に位置する県は特定健診、特定保健指導の実施率や糖尿病等の重症化予防の取組がやはり進んでいるように見受けられます。

その背景には、各市町の健康づくりの推進等による医療費の適正化をはじめ、予防、健康、医療、介護の司令塔として、県がしっかりとその役割を果たす取組を以前から積極的に進めているということもあるようです。

例えば、上位の静岡県では、平成20年度から、全国に先駆けて市町国民健康保険のデータ分析を行って、それを地図化するという取組、この地域は糖尿病が多いですよ、この地域はがんが多いですよと、そんなことだと思います。

あるいは、県内市町国民健康保険だけでなく、協会けんぽなど他の組合とも連携し、データを収受、分析を行って、健康づくり対策に生かしてきていると聞いています。

国民健康保険の運営の中心的な役割を担うこととなった県が、これから担うべき役割としては、健康づくりの取組が進んでいる市町の事例研究や、健診、医療データの活用による地域課題の明確化、効果的な施策の情報提供等を通じた好事例の横展開などが考えられます。

こういう観点から、県の果たすべき役割を改めて見たときに、この機会に、県の各保健所の役割を強化すべきという声を市町からたくさんいただきます。

例えば、富山県では保健所が核となり、保健、医療、福祉に関する情報を幅広く収集、管理、分析等を行い、認知症やがん、脳卒中等の医療介護連携、地域包括ケアにおいても、重層的な連携体制構築の中心的な役割を果たしています。滋賀県では、在宅医療、介護連携を推進するため、県から市町へ情報提供するとともに、県庁と保健所が継続的に市町を応援しているというお話もお聞きします。

三重県では、医療圏の中で会議等では行われているようでございますけれども、保健所による市町への具体的な支援がなかなか見えないとの声がありま

す。市町の健康づくりを牽引する役目をしっかりと各地域の保健所に担わせるべきと考えますが、いかがでしょうか。さきの保険者努力制度の結果に対する所見や市町の健康づくりを支援する県の果たすべき役割という観点からお答えをいただきたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 市町の健康づくりの取組を支援する県の役割についての御質問でございます。

平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県化されることに伴いまして、国は医療費の適正化に向けた取組等に資する各自治体の健康づくりへの取組や安定した保険運営の取組、例えば特定健康診査の受診率や後発医薬品の促進の取組などを指標化しまして、その達成状況より評価を行った上で、交付金額に反映させる保険者努力支援制度を創設することとしております。

平成30年度からのこの制度の運用に先立ちまして、国は平成28年度に制度の前倒しを行ったところでございますが、先ほど議員からの御指摘もありましたように、本県29市町の平均獲得点数の順位は全国45位ということになってございます。

この保険者努力支援制度は市町における健康づくりに対しますインセンティブ、動機づけとなる交付金でございまして、県と市町が連携しまして医療費適正化に向けた取組に資する市町の健康づくりを推進するためのPDCAサイクルの仕組みとなっております。

県としても、この平成28年度の全国順位につきましては、対策を講じる必要性を感じ、その内容を分析したところ、先ほど議員からも御紹介ありましたように、幾つか問題点が明らかとなっております。

例えば、県内各市町が申請を行う際の指標に対する解釈が統一されておらず、同じような医療費適正化の取組を行っているにもかかわらず、ある市では点数を申請し、ある市では申請していないといった事例が多く見受けられました。

そこで、本年度につきましては国への申請の前に、県内29市町の国民健康

保険担当課と健康づくり担当課の両方の職員を対象に説明会を行っておりまして、その中で点数の増加につなげることを目的として、申請時のルールの解釈を周知し、既に取り組んでいる事業に対して若干の工夫を加えることにより、指標の対象が増えるなどの工夫を行い情報共有を行っております。

現在、今年度分につきましては、国において申請の審査が行われているところでございます。

なお、議員からの御指摘がありました糖尿病の重症化予防に向けた取組につきましては、平成28年度、9市町での取組にとどまっておりましたが、29年度は全市町において糖尿病等の重症化予防の取組が促進できるよう、県版のプログラム策定に向けた検討を関係機関と連携、協議しているところでございます。

平成30年度、この制度施行以降は、県は新たに国民健康保険の保険者として財政運営の責任を負うこととなり、市町に対する必要な助言、指導が求められ、この保険者努力支援制度の枠組のもと、市町の健康づくり事業の強化を図っていく必要がございます。

市町におきましては、今後もこれまでと同様に住民の健康の保持増進を目的としまして、健康相談、保健指導及び健康診査等、住民に身近な健康問題に取り組み、健康増進、高齢者医療福祉、母子保健、精神保健福祉などの各分野に係る保健サービスを提供し続けることが必要となっております。

一方、県におきましては、地域保健法に基づき、市町の地域保健対策に関し連絡調整や技術的助言などを県内各地域の保健所において行っておりますけれども、特に医師、保健師、管理栄養士などの健康づくりに関する専門職を中心としまして、現在も市町の実情に応じた様々な支援を行っております。

その具体的な支援としましては、市町が実施します健康づくり推進協議会などの会議に出席し、課題の把握や必要な助言を行い、関係機関との顔の見える関係づくりなどに努めております。

このほか、健康増進における具体的な技術支援や、市町の保健師と協力しながら地域の実情に係る課題や解決策を検討しているところでございます。

今後は、国民健康保険制度改革を機に、県及び市町におきまして、健康づくり担当、国民健康保険担当の縦割りの壁を取り払い、それぞれの立場で何ができるかを考え、各市町が協働して県民の健康づくりに積極的に取り組むことが重要であると考えております。

それに当たりましては、先ほど御紹介がありましたように、市町ごとのデータ分析など、健康にかかわるデータに基づいた各地域、各市町における健康課題の明確化や、活動の優先度の判断、あるいは課題に即した目標設定の評価など、県民や地域の特性に応じたきめ細かな事業展開が必要と考えておりますので、従来の活動をいかに効率的、効果的に展開するかという視点も入れながら検討してまいりたいと考えております。

県としては、各市町が適切かつ効果的な取組を進め、健康づくりの各種取組に係るPDCAのサイクルによる推進の仕組みが円滑に回せるよう、市町の実情に応じた支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「保健所の役割はどうするんや」と呼ぶ者あり〕

〔27番 北川裕之議員登壇〕

○27番（北川裕之） 答弁いただきました。後ろから聞こえたのですが、保健所の機能強化という側面で、いろいろお答えいただいたのですが、余りぴんとくる答弁ではなかったように思います。

介護もそうですけれども、医療にかかわってこの10年って地域医療の崩壊があって、医師不足、医師確保対策、そんなところに県はずっと注力してきていただいたと。決して、それはもう大丈夫というわけではないです。しかしながら、それにずっと手をとられてきたという背景はあると思うんですね。これからは次のステップとして県民の健康づくりを県がどうやって担っていくか、そのきっかけは今回の国民健康保険の都道府県の単位化ではないかなと思わせていただいています。

保健所、本当に少ない人数で、また人材もなかなか不足する中で、よく頑張っていると思うんですね。

でも、やっぱりどうしても今までの流れの中で感染症対策だとか、そういった危機管理だとか、あるいは精神保健の部分であったりだとか、少し固定化しているところがあると思うんですね。

そういう壁を打ち破って、これからは市町の健康づくりを支援するというか、引っ張っていく各地域の拠点としての役割をもっとはっきりさせてほしいなと思います。

保険者努力支援制度についてはテクニカルな部分もありますので、逆に言えば、どこもテクニカルに取り組んでくるところが多くなってくるわけですから、またそれも競争になってまいりますので、この辺はこれからもしっかりと対応いただきたいというふうに思います。

栃木県等では、県版の保険者努力支援制度を創設するなんて記事も読んだりしたので、いろいろと工夫をしていただきたいと思います。

それから、先ほどお話をいただいた糖尿病の重症化予防のことでですけども、これも厚生労働省のホームページデータを見ると、三重県の取組が他の都道府県よりも大きく遅れているということは、やはり見受けられます。おっしゃっていただいた予防プログラムの策定等もまだできていなかったということで、これも全県的にやっていただけるということですから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、静岡県なんかは先ほどお話ししたように、既にデータ分析をやっていただいていますけれども、平成30年度からは国民健康保険の運営主体ということで、県がそのデータを一括してビッグデータとして活用していただけるわけですから、そうしたデータ分析もしっかりしていただいて、保健所単位で地域地域に合った健康づくりの対策をしっかりと推進していただくことをお願いさせていただいて、次の項目に行かせていただきたいと思います。

続いては、健康マイレージの全県的取組についてという課題でございます。

これについては、地元の亀井名張市長と鈴木知事との過去の1対1対談でも要望のあったお話でございます。

健康マイレージは、自治体が住民の健康づくりを促進するため設定するイ

ンセンティブで、日々の健康運動や食事などの生活改善、健康診断の受診や健康増進につながる取組やスポーツイベントに参加することなどでポイントがたまり、特典が受けられる制度です。ポイントを受けることのできるメニューは、あらかじめ市町で設定しておくわけですが、こうした取組を進めることで、住民の健康意識を高め、健康づくりの習慣化に向けた支援をすることで生活習慣病や認知症などを予防し、健康寿命の延伸を目指すというものです。

県内でも、この健康マイレージの取組は進められていて、既に地元の名張市でも取り組んでいただいております。（現物を示す）これが健康マイレージ名張の案内のチラシと点数を書いていたところです。（現物を示す）それから、個人の取組を書いていただく、こういったチャレンジノートというのもつくっていただいているようです。

県内では名張市をはじめ、8市町でこの事業が行われています。大学と連携しながら多額の予算を投じてやっておみえの伊勢市の取組から、わずか数万円の予算で小さく実施しているところまで、その取組度合いには開きがありますが、先ほどお話をした保険者努力支援制度の指標の中に、「広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況」というのがあります。そう考えると、この健康マイレージ事業が、これから取り組んでいく市町がまだまだ増えることが想定されます。

ただ、残念ながら、県内市町の取組は、それぞれが単独の事業であり、例えば名張市民が他市での健康づくりメニューに参加をしてもポイントは付加されません。勤務先での取組だとか、マラソンなど大きなスポーツイベント等にせっかく参加してもポイントにならないのは、機運醸成に水をさしてしまいます。

健康長寿県として先進的な取組が進んでいる静岡県では、県と市町が協働して、健康マイレージ事業に取り組んでいます。

（パネルを示す）次のフリップを見ていただきますと、これが静岡県のふじのくに健康いきいきカードです。これで住民の方は、まずマイレージを実

施している市町に参加申し込みをして、市町から記録用紙が渡されます。健康づくりとかスポーツイベントという取組に参加をしたり、あるいは自分がトライをしたりということで、記録用紙に記載してポイントをためます。一定以上のポイントがたまったら市町に記録用紙を提出する。そうすると、市町からこのふじのくに健康いきいきカードが発行されます。カードを協力店に提示をすると特典がいただけるという仕組みになってございます。

あとフリップは飛ばさせていただきます。

健康づくりに取り組む住民は、このカードを協力店で提示すれば、各店が用意したサービスを1年間利用することができる。現在静岡県では26市町で実施され、協力店も900カ所以上という規模になっています。サービスの内容も協力店によって異なることはもちろん、市町においては地場産品が抽選で当たるとか、そういった地域の独自性も発揮されているようです。

先ほどの保険者努力支援制度で述べたように、健康マイレージ事業も県が率先して市町と連携しながら県内全域で取り組めるよう進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 健康マイレージの全県的な取組についての御質問でございます。

健康づくりは、県民一人ひとりが自らの健康は自らがつくるという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じまして、具体的な行動として第一歩を踏み出すことが重要であると考えております。

健康マイレージは、県民一人ひとりが健康づくりの第一歩を踏み出すきっかけとなる仕組みでございます。

具体的には運動や食事改善、特定健診やがん検診の受診など、住民が行う健康増進につながる取組に対しまして、自治体がポイントを付与し、一定のポイントがたまると特典が得られる制度となっております。

既に取り組んでいる市町につきましては、議員の地元の名張市をはじめ8市町でございますけれども、それぞれの市町を訪問いたしまして、取組状況

について把握しております。

それぞれの地域の実情に応じまして創意工夫を凝らした取組が実施されており、住民の健診受診の動機づけとなった、地域づくりの取組から仲間づくりに発展したなど、本事業の効果が認められております。

県が行うマイレージ事業は、既に実施されている市町の取組を支援し、かつ、未実施の市町が取組を始めやすい制度にする必要があると考えております。

県としましても、先ほどの保険者努力支援制度の視点からも取組の必要性を認識しており、実施に向けた検討をしていきたいと考えております。

具体的には、市町担当者会議などにおいて、県内外のモデル事例を共有するなど、県と市町が協働してマイレージ事業に取り組めるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

〔27番 北川裕之議員登壇〕

○27番（北川裕之） 御答弁をいただきました。積極的な姿勢を聞かせていただいたというふうに思います。

一番心配するのは、先ほどの保険者努力支援制度のこともあって、これから一気にまだまだ増えていくかもしれません。そんな中で、この取組のスタイルを今、そんなに心配しなくてもいいのかなとは思いますが、どんどん進んでいくと、後で県が一本化をして共通的なものをしようとしたときに、何かネックになってくるものが増えてくる。これを私はやっぱり避けたい。

そういう意味でできるだけ早く全県的に取り組んでいただく、そして取り組んでいただいてない市町についても、この辺の重要性を認識いただいて、それこそまさに県が牽引をしていく姿勢を示していただきたいというふうに思っています。費用もさほどかかる事業でもないように静岡県からも聞かせていただいています。総務部長の顔をそんなに見なくても話ができるかなというふうに思っております。できれば来年度ぐらいからチャレンジしてほしいなと思っています。

わずかな予算ということであったとしても、これから各市町の取組の姿勢を示して予算化もしていかなくやならない、いろんな関係団体とも協力関係を気づいていかなくやならないという時間も必要になりますので、できれば来年度に向けてスタートができるという流れで、ぜひ頑張っていたきたいなどお願いさせていただいて、次の項目にまいります。

3番目は県立一志病院のあり方についてでございます。松田医療対策局長には申しわけございません。前のほうに座っていただいても結構なんですけど、何度も答弁に出させていただくのが恐縮でございますが、県立一志病院のあり方について、今あえてこの議論をさせていただくというのは、私自身もなかなか抵抗のあるところではあります。

ただ、議会全体の議論になかなかなりにくい傾向があって、これはロケーションの問題もあって、ローカルエリアの議論に陥りやすい面もあります。

ですので、何度も出ている話ですが、改めて県立一志病院と、そしてそれを支えてきた三重大学総合診療科の功績について確認しておきたいというふうに思っています。

(パネルを示す)最後のフリップですが、ごらんいただいておりますように、三重大学総合診療ネットワークから県内の医療機関に出向いただいている勤務者の数です。三重大学医学部附属病院には5人、そして県立一志病院には7人、亀山市立医療センターに6人、そして我が名張市立病院には5人、志摩市民病院に1人。右側は時間の都合上、省かせていただきます。

あの地域医療が10年ほど前に医師不足から崩壊した。まだまだ不十分ではありますけれども、あそこからの劇的な回復をしてきたというのは、この表を見てもおわかりのように、やはり県立一志病院と三重大学医学部総合診療科の努力がなかったらあり得なかった、そう言っても過言ではないと思ってまして、名張市立病院も三重大学医学部総合診療科のおかげで何とか当初、開院時代の内科系の医師数を確保ができるころまでこぎつけてきたわけでございます。

これはよく言われることですが、三重県の医師数というのはまだまだ

だ全国レベルでは非常に低い、ワースト10と聞かせていただいています、逆に人口当たりの総合診療医の数はトップ5だと。これも支えてきたのは県立一志病院と三重大学医学部総合診療科と思わせていただいています。

重ねて今日、少しお尋ねしようと思ったのは、その単一の県立一志病院だけじゃなくて、そこをキーにしながら、先ほど挙がっていたような病院も含めて、いわゆるネットワーク、連携が構築されているというふうにも思っておりまして、そういう総合診療医の育成のフィールドとして、この連携のネットワークがどのように構築されているのか、少し教えていただきたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 県立一志病院についての御質問でございます。

本県におきましては、医師の地域偏在あるいは診療科偏在等の課題がある中、僻地等の医療過疎地域におきまして、地域医療を実践できる幅広い臨床能力を有する総合診療医を育成していく必要がございます。

県立一志病院におきましては、平成19年度から三重大学家庭医療学講座の協力を得ながら、総合診療医による医療を提供しておりまして、現在、後期研修医2名を含む常勤医師7名全員が総合診療医で、津市白山・美杉地域における地域医療を担っていただいております。

院内での総合的な診療はもとより、訪問診療、救急患者対応など幅広い医療サービスの提供や、保健、福祉、介護等の多職種と連携した地域包括ケアシステムの構築を医師が中心となって実践しております。

また、研修医や医学生を積極的に受け入れ、実践的な実習を通じまして、議員からも御紹介ありましたように、ここで学んだ多くの医師が県内各地の地域医療を支えています。

その間、県といたしましても、こうした総合診療医の育成を支援するため、県立一志病院を総合診療医育成拠点施設とすべく、休床中の病室を改修し、平成25年度に臨床実習の医学生のための宿泊室を4室整備しました。

また、平成23年度以降、三重大学家庭医療学講座とネットワークを構築する研修病院や診療所とをつなぐテレビ会議システムの導入を支援し、昨年度までに県内の14施設が症例検討や合同カンファレンス等を行うような環境を整備しまして人材育成に活用しております。

さらに、平成28年度からは、寄附講座としまして三重大学に三重県総合診療地域医療学講座を設置し、医師の派遣を受け、研修医や医学生の教育体制も充実させております。

県と市の適切な役割分担のもと、県立一志病院を津市白山・美杉地域の住民にとってすばらしい病院にしていきたいと考えております。引き続き、県立一志病院が志のある若い医師の活躍できる場であり続けるとともに、総合診療医の育成拠点施設として、県内各地の地域医療を支えられるよう、県としても三重大学と連携を密にして支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔27番 北川裕之議員登壇〕

○27番（北川裕之） 御答弁をいただきました。

病院改革というのは野呂前知事の時代からスタートしたわけですが、私も思いがあったところで、平成17年だったと思うんですが、県議会で公営企業事業民営化検討委員会というのがスタートいたしました。当初は水道事業、そして病院事業という順番で議論が進んできました。私は病院事業の民営化の検討委員会の委員をさせていただいて、2カ月に1回、東京まで出向いていろいろ議論させていただきました。

その後、平成20年度に野呂前知事から県立病院改革に関する基本方針ということで、それぞれ四つの病院について民営化や民間移譲、指定管理、独立行政法人化、こうした案が出されたところです。

検討委員会のメンバーだったという責めを負う形だったのかよくわかりませんが、翌年の健康福祉病院常任委員会の委員長を命じられて、県議会の中での方向性の議論をまとめさせていただいたと。当時、副委員長の奥野議員にも大変お世話をおかけした次第ですが、本当に県議会、かんかんが

くがくの議論だったというふうに記憶をしています。

自分の中では、あれだけ大学から派遣の医師が戻っていくという中で、民営化という大なたを振るわないと地域の医療が守れない、その信念でこの民営化についての旗振りをさせていただいたということがあります。

しかし、もうそれから10年以上がたちました。結果として、それぞれの病院が今どうなのかというのは、非常に気になるところですし、特にその中で県立一志病院の方向性がいまだに定まらないことについては、じくじたる思いがございます。10年過ぎてしまいました。その間に先ほど申し上げたような成果を三重大と県立一志病院が出してきていただいた、このことについては私は高く評価もし、感情論ではなく、やはりそれだけのすばらしい県域全体への貢献度の高い病院だという位置づけになったと思わせていただいでいて、それにふさわしい運営形態をしっかりと考えていただきたい。

そして、当然ながら、地域の1次医療、2次医療も担っていただいている部分については、当該自治体にはそれは応分の人も財政的にも十分負担、投資をいただくと、このことも私は大事なことだというふうに思わせていただいています。批判は浴びるかもわかりませんが、あえて申し上げておきたいというふうに思います。

答弁は結構でございますので、次の4番目の遷延性意識障がい者への支援策についてに移らせていただきます。

遷延性意識障がい者への支援については、我が会派の館議員や杉本議員からも何度か質問をいただいています。遷延性意識障がい者とは、ある日突然不慮の事故や病気により脳に重大な損傷を受け意識不明となり、一命はとりとめたものの、意識が戻らず遷延性意識障がい、意識障がいが3カ月以上継続していると。遷延性とは漢字が難しいですけど、長引くこと、伸び伸びになっていくということですのでけれども、そうした障がいと診断された重度後遺障がい者のことです。

事故等の当初は、急性期病院での入院治療が行われますが、やがて回復の見込みがほとんどないとして退院を余儀なくされ、多くは親等の家族が在宅

介護を強いられています。

しかし、遷延性意識障がい者の方の中には、家族の熱心な介護、リハビリによって、家族の声に反応したり笑ったりと、徐々にではあっても回復の兆しが見える方もたくさんあって、多くの家族はその回復の可能性を信じて、厳しい日夜の介護に耐えて生活をしています。

遷延性意識障がい者の中には、高齢者の患者も含まれますので、ここでは、事故等で人生の前半や半ばで意識を失った若年性の遷延性意識障がい者で、在宅介護にある方に限ってのお話とさせていただきます。

県内でもそういう対象者というのは、約17名とお聞きしていますので、それゆえになかなか声が行政に届きにくいハンディがあるのかなというふうに思わせていただいています。最も手厚い医療や介護を必要とする遷延性意識障がい者ですが、現実の医療や介護の実態は非常に厳しいものがあります。

先ほどお話ししたように、若年性遷延性意識障がい者のほとんどは在宅で、親等の家族が介護しています。障がい者福祉施設でのデイサービス等の利用はあるものの、365日休みなく家族が介護しており、疲労が蓄積しています。せめて月1回くらいは、ショートステイを活用したレスパイトを望みたいという声が、家族の皆さんの切実な思いです。

しかし、残念ながら、気管切開や胃ろうの状態、たんの吸引など医療的ケアを含むレスパイトの受け皿は大変厳しい状況にあります。

福祉的短期入所は、夜間の看護師確保や医師対応への不安から、受け入れ困難と言われる、医療的短期入所は、受け入れていただける病院もあります。ただ、ベッドが空いたときだけ、空床時のみ対応、家族が望むようなタイミングでの短期入所は非常に難しい。私がお話を聞かせていただいている地元名張市の患者さんの御家族は、年1回から2回のレスパイトしか今は実績としてありません。

この課題については、家族の会の皆さんが、県にも申し入れをしてきましたし、平成25年度には県において実態調査もしていただきました。県議会も請願を採択しました。

そのかいあって、平成27年度からは、三重県障害者自立支援協議会のもとで、医療的ケア課題検討部会をつくっていただいて、短期入所の受け皿づくりを含め、この課題の議論研究が進められてきました。

しかし、現在のところまで期待するような結果が出ていないのが現状です。

特に、検討のスタートが、遷延性意識障がい者への対応だったはずですが、当然ながら広く医療的ケアが必要な障がい児・者という捉え方で議論が進んでいくうち、肝心の遷延性意識障がい者への支援の議論が抜け落ちてしまっている結果となっています。

ここまでの経過と、今後、遷延性意識障がい者の短期入所等の受け皿づくりをどう進めていくのか、県の考えを改めてただしておきたいと思います。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 遷延性意識障がい者への支援について、医療的ケア課題検討部会の議論の経過と課題解決に向けての今後の考え方についてお答え申し上げます。

先ほど議員からも御紹介ありましたけれども、平成26年3月に県内における遷延性意識障がいの方について調査を行っております。その人数は1180人で、うち109人の方が在宅で生活されていることがわかっております。

遷延性意識障がいを含みます医療的ケアを必要とする障がい児・者と、その家族が地域で生活していくためには、吸たんや経管栄養等の医療的ケアを提供できる地域の体制づくりが必要となります。このため、平成27年度から県障害者自立支援協議会に当事者や有識者を委員とする医療的ケア課題検討部会を設置しまして、具体的な対応策について検討を行ったところでございます。

部会では、医療的ケアを必要とする障がい児・者と家族の支援体制を構築するため、①在宅支援サービスの拡充、②人材の育成・確保、③医療と福祉の連携等について検討を行い、レスパイトの受け入れ、医療的ケアのできる人材の確保、介護職員に対する喀たん吸引等研修受講への支援の必要性などについての御意見をいただいたところです。

県では、これらの検討部会からの意見も受けて、平成28年度から医療的ケアが必要な障がい者と家族が地域で安心して生活できるよう、医療、福祉など、関係する分野の連携による途切れのない支援が可能となる体制の構築と地域の医療的ケアが必要な障がい児・者の受け入れ体制の強化に取り組んでいるところでございます。

また、障害福祉サービス事業所等の人工呼吸器、介護ベッド等の整備を支援するとともに、医療的ケアが必要な障がい児・者が利用します障害福祉サービス事業所等における喀たん吸引等を行う介護職員の研修と受講の支援も行っているところでございます。

遷延性意識障がいの方については、障害福祉サービス事業所の受け入れ実績が少なく、対応のノウハウが蓄積されていないこともあり、なかなか受け入れが広がらない状況にございます。

一方で、医療的ケアが必要な障がい者の対応に係る地域のネットワーク構築が進む中で、受け入れ体制についての検討が進みつつある地域も出てきています。

遷延性意識障がいの方とその家族が在宅や地域で安心して生活するためには、それぞれの地域でレスパイトの受け入れ体制や医療的ケアに対応できるグループホームなどが確保されることが必要となります。

今後も、遷延性意識障がいの特性も踏まえて、医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域での生活を支援するため、検討部会での議論や当事者家族の意見も聞きながら、さらなる受け入れ体制の整備や必要な人材の確保等の取組を進めてまいります。

以上でございます

〔27番 北川裕之議員登壇〕

○27番（北川裕之） 答弁をいただきました。まだピンポイントで施策の充実というところまではいかないのかなという印象を受けました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これはいろんな考え方があると思うんですけども、私、個人的なイメージ

としては、やはり福祉的施設でショートステイを受け入れていただく。それに対して、近辺の医療機関が万が一のときの緊急対応は連携してちゃんとやりますよという連携のもとに、安心して引き受けていただく。そしてまた、その中で看護師等の加算等も国に要望していただく。これは先般新聞で読んだところによると、障がい児の部分の看護師加算を来年度に向けて厚生労働省はつくっていくんだという記事が出てました。でも、これは児なんですよ。遷延性意識障がい者は対象にならない。

拠点施設として部会でずっと議論いただいてきた三重病院も扱っていただけるのは児で、遷延性意識障がい者は扱っていただけないというレベルにまだありますので、何とか道を開いていただきますように御努力をお願いさせていただいて、次の項目に行かせていただきます。知事に答弁いただく関西圏の話まで行かないけませんので頑張ります。

県が取り組むべき空き家対策についてでございます。

人口減少社会に突入した地域社会にとって、空き家問題は、大きな課題でございます。ふるさと名張市でも、空き家問題は町にとって大きなダメージを与えています。町を歩くと空き地や駐車場がどんどん増えていますし、寂しい限りです。まだ、駐車場であればましですけれども、維持管理ができず朽ち果てて倒壊のおそれがある建物も発生しています。

そういう意味で、空き家問題は地域にとって喫緊の課題だというふうに思います。

一方で、空き家をリノベーションしたりリフォームして、その財産価値を高めて、利活用をしっかりと進めていけば、こうした課題の解決にもつながっていく、そういう観点から、各自治体においては、国の支援メニューを活用しながら、いわゆる空き家対策に努めているところです。

ちなみに、県内の空き家住宅の状況ですが、残念ながら総数がつかめきってはいませんが、20市町のデータがありまして、それによると、住宅戸数が83万1200戸に対して、空き家住宅が12万8500戸、空き家率は15.5%、5年間の増加率は約30%となっています。

こうした背景から、国においては、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されて、多くの自治体が様々な事業を展開しているところです。地元名張市においても、人口減少社会に対応すべく創設された名張10万人のまちづくり「わ」という市民活動団体から派生した名張中古住宅流通促進協議会が、補助事業を活用した空き家対策に官民協働で取り組んでいただいています。

しかし、一方で、各市町や団体の取組が進められている中で、なかなか県の積極的な取組姿勢がみえないという声もお聞きいたします。さきの特別措置法においては、都道府県は、市町村が法律に基づき講じる措置について、情報の提供、技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等、必要な援助を行うよう努めなければならないとされています。

県では、平成27年度から県内29市町と空き家等対策推進のための市町連絡会議を実施していますが、どのような議論がされていますか。県内市町の空き家等対策計画の策定はどのような状況でしょうか、そして県内の空き家の適正管理や利活用に関する情報提供を県としてより積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、空き家対策についてお答えします。

空き家対策における市町の主な役割は、空き家の適切な維持管理の促進、そして良質な空き家の利活用促進と利活用ができない空き家の除却指導です。市町のこれらの取組を支援することが県の主な役割となっております。

このため県の取組の一つとして、先ほど御紹介もいただきましたが、空き家等対策推進のための市町連絡会議を平成27年度から本年8月末までに計5回開催しております。

この会議では、市町の担当者からの要望を参考にして、空き家の除却、活用に関する国の補助制度の内容や空き家等対策計画策定に必要な調査の実例、特定空き家の選定基準の具体例を議題としました。

また、不動産取引に精通する民間団体に出席を要請して意見を聞く場とも

しております。

引き続き市町担当者からの要望を聞きながら、情報提供などの支援を行っていきたいと考えております。

市町が作成する空き家等対策計画の策定状況は、既に11市町が策定済みであり、4市町が本年度中の策定に向けて取組を進めておりますので、これらの支援にも取り組んでいきたいと考えております。

今後の情報提供のあり方でございますが、県ホームページや県広報等を用いて、空き家の適切な管理や、空き家リノベーション支援事業及び耐震性のない空き家除去に対する補助事業について、県民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

さらに、空き家相談に関する市町の窓口や関係団体の連絡先を掲載するなどホームページの改善にも取り組んでいき、情報提供の環境を整備してまいりたいと考えております。

以上です。

〔27番 北川裕之議員登壇〕

〇27番（北川裕之） 答弁をいただきました。計画も進めていただけるということですし、また情報提供もホームページも新たにに取り組んでいただくと聞かせていただきました。

県のホームページを見ると空き家バンク、これは市町が取り組んでいる分ですけれども、その紹介については例の移住ポータルサイト、ええとこやんか三重の中を出していただいていると。空き家対策自体は、この移住にかかわった部分だけではありませんので、適正管理から利活用まで県民に広く、いろんな情報を提供していくというのは、先ほどの特別措置法の中のことも考えると、やっぱり県の役目として私はあると思ってまして、少し担当部局ともお話をさせてもらっている中で、近辺の県なんかは全部ホームページでもきちんとした空き家対策の情報を提供いただいている面もありました。このことについては、積極的な取組をいただけるということでございますので、ぜひ期待をさせていただきたいと思います。

最後に、関西圏営業戦略の改定についてということでございます。

知事にお話をいただくのを少し残したいと思っておりますので、多くは語りません。大阪事務所から関西事務所にさせていただいて、三重テラスと比較したらいいませんが、関西圏営業戦略をつくっていただいて、私は先般も関西事務所を訪ねてきましたけれども、たくさんいろんな事業をやっていただいております。すごく評価をさせていただいているところです。

今回改定をされるということで、常任委員会のメンバーではあるんですが、伊賀、名張は関西でございますので、そこへの思いも強いですし、関西にゆかりの深い知事から熱い思いを語っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） この後、地元の道路の話もあるようですので、簡潔に述べたいと思っております。

関西圏営業戦略の改定に当たってということです。

三重県が関西と関係が深いことや大消費地、そして三重県の認知度を高めるための絶好のフィールドで重点地域の一つであるということは変わりありません。

加えて、関西圏では万博の誘致、あるいはリニアの全線開業に向けた動きが活発化する、平成30年度新名神高速道路が開通していくことで、情勢の変化もさらに起きているので、この機に戦略を改定してしっかり取り組んでいこうと思っております。

今、関係者の御意見を踏まえて現状分析を行い、課題を整理しました。これからやっていくこととしましては、今までの情報発信の強化、観光誘客、食の販路拡大の3つの柱に加えて、特に関西圏との近接も踏まえ、U・Iターン就職の支援、移住定住の促進、これは新たに市町と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

議員から常々おっしゃっていただいております数値目標については、設定する予定です。アウトカムの指標はちょっと難しいかもしれませんが、しっ

かりPDC Aサイクルを回すための数値目標を設定して、関西圏の営業戦略にしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

〔27番 北川裕之議員登壇〕

○27番（北川裕之） 御答弁いただきました。ずっと常任委員会でも申し上げてきた数値目標についても、少し考えていただけるといふことで安心いたしました。

決して批判とかだけではなくて、現場で本当に頑張っていたいでいるので、それは評価させていただきたいと思ひますので、指標や目標がないと、よく頑張ったね、よくやっていたいでいるねという部分の評価もできませんので、これはぜひ設定をいただきたいというふうにお思ひます。

万博もどうなるかわかりませんが、リニアも新名神高速道路もありますし、ここしばらく関西というとは何か沈んだイメージが多かったですが、ポテンシャルの高いエリアであります。そして、観光の誘客もそうですし、移住も関西圏から三重県に対しては非常に多いということをお考えると、ここに力点を置いていただくのは、県の戦略として十分意味のあることだと思ひますので、ぜひ新しくできる関西圏営業戦略に基づいて人もお金も、関西事務所の所長に嶋田総務部長も行っていただいでおりましたから、十分おわかりいただいでいると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がなくなりました。最後に伊賀管内の国道・県道、国道368号は要望だけさせていただきます。

4車線化を進めていただいでいますが、ぜひしっかりと供用部分も広げていただきたい。

それから、県道赤目滝線について、本線はなかなか進んでいませんけれども、一部狭隘になっている災害防除事業の対象の地域がございます。この部分について、ぜひ前向きに進めていただきたいなど、このことをお願ひさせていただきますまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明30日から10月12日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明30日から10月12日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月13日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時59分散会